
平成22年第3回大和町議会定例会会議録

平成22年3月8日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	渋 谷 久 一 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	佐 藤 成 信 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務まちづく り課まちづく り対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 5 号 大和町役場の位置を定める条例」【質疑・採決】
- 日程第 3 「議案第 6 号 大和町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例」
【質疑・採決】
- 日程第 4 「議案第 7 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
【質疑・採決】
- 日程第 5 「議案第 8 号 大和町財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例」【質疑・採決】
- 日程第 6 「議案第 9 号 大和町税条例の一部を改正する条例」【質疑・採決】
- 日程第 7 「議案第 10 号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例」【質疑・採決】
- 日程第 8 「議案第 11 号 大和町保育所設置条例の一部を改正する条例」【質疑・採決】
- 日程第 9 「議案第 12 号 大和町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」【質疑・採決】
- 日程第 10 「議案第 13 号 大和町物品調達基金条例を廃止する条例」【質疑・採決】
- 日程第 11 「議案第 14 号 平成 21 年度大和町一般会計補正予算」【質疑・採決】
- 日程第 12 「議案第 15 号 平成 21 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
【質疑・採決】
- 日程第 13 「議案第 16 号 平成 21 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
【質疑・採決】
- 日程第 14 「議案第 17 号 平成 21 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
【質疑・採決】
- 日程第 15 「議案第 18 号 平成 21 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」【質疑・採決】
- 日程第 16 「議案第 19 号 平成 21 年度大和町老人保健特別会計補正予算」【質疑・採決】
- 日程第 17 「議案第 21 号 平成 21 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
【質疑・採決】
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 21 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
【質疑・採決】
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 21 年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
【質疑・採決】

日程第20「議案第23号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」【質疑・採決】

日程第21「議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算」【説明】

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

みなさん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番桜井辰太郎君及び17番大崎勝治君を指名します。

日程第2「議案第5号 大和町役場の位置を定める条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第5号 大和町役場の位置を定める条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

1 3 番 （大友勝衛君）

この役場の位置ですね。条例で定めるといってございませうけれども、今、区画整理地内ということで、まだ換地処分が終わっていないとい

う中で、多分恐らく換地処分の中で、地名地番は町名字名含めて変わってくるものと思いますけれども、その時点でまだ再度、条例の見直しをするわけですか。その辺をお聞きしたい。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

おはようございます。よろしくお願いたします。

まず、大友議員の方からの御質問でございます。大和町役場の位置を定める条例の部分でございますが、議員おっしゃるとおり、吉岡南第二土地区画整理事業の換地処分関係、その前に字界の変更の部分がまだ固まっておられません。それらの手続を踏んだ後、再度、まず字界名の議決をいただいて、換地処分の後、新たな役場の位置の地番の部分については、また議会の方の皆様にも御説明をし、議決をいただくような形になる運びになっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

13番大友勝衛君。

1 3 番 （大友勝衛君）

今、説明でわかりましたけれども、その見通しですね。組合事情にも当然関係すると思いますけれども、正式な地番地名が決定されるのがいつの予定に行政側として見ていらっしゃるのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

次回と言ったらいいでしょうか、次なる、役場の位置の部分について

は、組合の事業年度の絡みもございますので、その第二土地区画整理組合事業の見通しというような部分では、それと連動する部分があるかと思うんですが、なかなか見通しについては今ここで申し上げるような状況はちょっと難しいかなというふうに思っております。以上です。

議長（大須賀 啓君）
14番中川久男君。

14番（中川久男君）

今、庁舎の地名、住所ということですが、現在、そうすると、今の組合関係の住所は庁舎内の何番地というふうな方向に、住所が変更した場合、組合事務所、「敷地内」とかそういうような表示の仕方をするんでしょうか、それとも現在の地番が逆に、役場の今度地番を変えらるというような名称の住所になるんでしょうか。結局、「セントラル歓迎」という事務所が入り口にあるわけですから、その住所はいかがなものなんでしょうか。意味、わかりませんか。今の現在の事務所の住所も役場住所と同じ住所の、「役場敷地内」というような表示の仕方をするのか、皆さんがわかりやすいような何かを提案しているのかをお伺いします。

議長（大須賀 啓君）
総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

中川議員のご質問でございます。申しわけございません。

吉岡南第二土地区画整理組合の住所かと思うんですが、それについては変更はないのかなというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、要は今回、そういう事情で地名地番が、仮というふうに私は感じるんですけれども、要は印刷物を含めて相当な、変更する場合、また金かかるわけですよね、正直な話。町で発行するもの含めて、住所としての書類になってくると。その辺の、変更が出た場合、どのぐらいの金が必要になってくるのかなと。あわせて、予測ではありますけれども、どう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

大友議員のご質問でございます。

住所変更に伴う印刷物関係、特に役場から発する封筒類関係とかそのほか申請書関係とか、いろいろ出てくる部分があるということで、各課の方にもその部分についてはお知らせをし、その対応についての協議をお願いをしているところであります。

当分の間、今、使っている部分について判子とかそういった形での部分で対応してまいるのを第一に考えておりますし、なくなり次第、新たな住所の部分での印刷というふうな形になっております。

経費どのぐらいかというふうなご質問ではありますが、その部分についてはまだ算定はしていない状況でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

要は、移転を控えてですね、そういった試算もまだしていらっしゃらないということ自体が私はちょっと理解できないんですけれども。今回ですね。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

印刷物の関係では、封筒とかそういう部分はあるかと思うんですが、それを判子でゴム印関係で対応したいというふうな部分がございますので。大きな金額になる部分ではないのかなというふうな想定はしております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、それがどのぐらいかというふうな部分については、印刷物の関係もありまして、それぞれの在庫の中での対応というようなことで、当分の間はゴム印関係の部分で済むのかなと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、地方自治法第4条第3項により、出席議員の3分の2以上の同意がありましたので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第6号 大和町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第6号 大和町行政手続き等における情報通信の技術の

利用に関する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第7号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第7号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

時間外が今度40から60時間になったわけでありましてけれども、このふえた理由と、それから、命ぜられたときに職員の人たちはそういう長時間にわたって仕事をしなきゃならないわけでありましてから、職員に対する何ていうか、メンタル的なそういう指導とか、そういうことについて説明をしていかなければならないのではないかというふうに私は考えるんですが、そのことについて説明をいただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

桜井議員のご質問でございますが、時間外勤務の部分で、一月に60時間を超えた部分についての改正の内容でございますが、ふえたからその枠がふえたとかそういうことではなくて、あくまでもやった時間数の超えた部分について今回の改正を見直しを図ったということであります。

あと、時間外のメンタルの部分というんでしょうか、これは、あくまでも職務に応じた形での時間外勤務というような部分でありますから、やはり仕事の分量、内容関係、または勤務時間外を命ずる側の管理職の関係、それらについてしっかりと対応については図っていくべきかなと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

16番桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

説明でわかったんですが、私が考えるのは、労働時間が大分そういう形でふえたということになってくるのかなというふうに思ったわけあります。それで、ふえることによって、命ぜられた職員についてはやっぱりそういうところの管理というものを、十分な指導をしていくことが必要じゃないかというふうに考えた中から質問したわけありますけれども、そういう形で進むということであれば、いろんなメンタル的な指導をしながら、事故がないようにしていくということが必要ではないかというふうに私なりに考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

私も復習したんだけど、なかなか理解しがたいので、申しわけござ

いませんけれども、もう一度この中身というんですか、60時間を超えた部分について、どういふ変更になったかというのをご説明していただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

藤巻議員のご質問でございますが、今回の改正につきましては先ほども申し上げましたとおり、一月に60時間を超えた部分について、その超えた部分について割り増しを従来ですと100分の125、これを100分の150というふうな形での支給というふうなことに改めたものでありますし、それに伴いまして、今回、割り振られた時間給に対する代休の部分、ここについてはその部分は支給しませんよというふうな部分であります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。14番中川久男君

1 4 番 （中川久男君）

結局、60時間を超える部分の割り増しというような改正そのものですが、60時間というそのものの残業をしなくてないという、そのものの町職場の対応はいかがなものなんですか。今だと時間的に詰めて、そしてこういうインターネットを皆がらつけたことによって、職員の数もある程度削減をしていきますよと。この打ち込みの中で、職員団体の組織のものこのように全国的な振り分けなのか、今どき、よその事業所ではサービス残業とかそういうもので皆がら協力しているわけですから、その職場の内容に対して60時間を超えなくてない仕事内容というのはどういふ課が余計多いのか、もしお示しできるのならお知らせ願いたい。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

中川議員のご質問でございます。

勤務時間、時間外に対する考え方は、先ほど申し上げましたとおり、仕事の分量とかその割合、さらには所管する所管課長の考え方、その命令の中でやっているわけでありますが、大和町の場合、じゃ実際、議員のおっしゃる超えている分はどのぐらいかという部分があるかというふうに思っておりますが、今年度の場合ですと、ちょうど4月時期ですと定額給付金がスタートした関係で、その関係で一月60時間を超えた勤務した職員なんかはおったようでありますし、あと、4月の異動時期にあわせて、制度等の改正もあわせた形での、いわゆる新たに異動になった方がそういった取り組みをしたということで、60時間を超える場合もあったかに思っております。ただ、それ以外については、60時間を超えるような時間というのは、災害とかそういう場合以外は今のところはないような状況になっております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

14番中川久男君。

14番（中川久男君）

ですから、幾らでも経費を削減するのには、その担当課でも全力で努力はしていると思っておりますけれども、やはりこの世の中のご時世ですから、そういうものがそういうふうな法律のもとでということは私もわかりますけれども、本当に、役場職員であろうと、よその大きな企業であればそれはあってしかるべきだというのは今の世間論では違いますから、まず、このことに対してはわかりますけれども、幾らでも残業の超過を出ないような職員体制と指導をお願いしておきたいと。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

中川議員のおっしゃる趣旨はよくわかりました。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第8号 大和町財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第8号 大和町財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番（鶉橋浩之君）

今回、吉田の財産区基金の状況からしてこういう選択肢しかなかったのかなと思ってございます。この改正ですと1回当たりの開催で5万弱になるわけです。そういう中で運営をされていくというふうになるんだらうと

思いますけれども、財産区の管理委員というのは、今の財産区のある地域の中で推薦委員といいますか選任委員といいますか、そういう中で選任をされてきた者が最終的には議会の同意というふうな形で決定をされてくるんだと思いますけれども、選任委員のほとんどは各行政区の区長さん等々がやられているというふうな実態もあるわけなんです、この条例がこのまま議会で承認をされたとした場合、そういったいろんな今後の選任に当たっての影響等々、それらにも話題を投げかけていくんだろうと思いますけれども、内容の趣旨徹底ですね、これをどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

吉田財産区管理委員の委員報酬について年額から日額になったことに対する、23年5月に現委員さんの任期満了を迎えるわけでございますけれども、その後の委員選任への影響を考えた場合、今回の改正の趣旨を皆さんにお伝えする手段、考えということのご質問でございました。

まず、今回の管理委員の報酬の変更につきましては、管理会を開催した際に、昨年から財政状況ということについてはある程度見通しがございましたし、新たなる収入の道というのがそう簡単に確保される状況ではありませんでしたので、おのおのの委員さん方が1年間いろいろ検討されたのかと思います。具体的に、皆さんお集まりになって議論をしたという経緯はなかなかとれませんでしたけれども、委員からの発案で今回、全体の皆さんのご賛同を得て調整されたものでございます。

この内容等につきましては、改正の時期でございますけれども、先ほど申し上げましたように、23年5月改選でございますので、来年度というのは余り適切ではないかということも踏まえて22年4月からというふうに意見の中ではございました。この1年の中で、次回等に向けたものも含めて、今回の改正趣旨なりそういったものを皆さんに、改正したものが主体でご説明するというのではなくて、財産区の内容全体ということが主体

になるのかと思いますが、そういったことをお伝えするということが必要
と思っておりますし、現在も決算の状況等については各地区の総会時にご
説明をする資料として作成をして配布等を行っておりますので、そうい
ったことも含めながら対応してまいりたいというふうに考えておりますし、
委員皆様もそのようにお考えかと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
11番 鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

そういった現在の決算の状況、各地区の総会でお知らせするという意
味、ちょっとわからないんですけども。

それとあわせて、昨年も吉田地区の地域振興協議会、これは区長さん、
地元の議員さん、愛林公益会の役員さん、それから財管の委員さん等々が
集まる場で実はこの問題、提起をした経緯があって、次の改選まではやは
り吉田地区としての財産区の委員のあり方を含めて少し検討していこうと
いうふうな空気にはなっておりました。その段階で、会長からは実は基金
がないので日当制も視野に入れているというような説明もあったわけなん
ですが、そういった振興協議会等々の話し合いはあったんですが、こうい
うふうにずばりと出てしまうとこっちが先行してしまうので、これをいか
に今度、こういうふう到现在の委員がこういうふうになりましたよと。これ
について今後、それでは吉田の財産区としてどのような形を選択してい
く方法をとっていくというふうなことを考えると、これまた一つの問題
になっていくのかなというふうな部分もございます。

それで、今の説明の中では、特別、財産区の委員のあり方を含めた報酬
をどうしようということではなくて、何か、何となくこういうふうに出
てきたというようなことなんですが、町長が管理者ですから、今後の財産
区、吉田財産区のあり方を含めて、何ていいますか、どのような方法にも
っていくのがベターなのか、それをもう少し真剣に地区の代表者等々を入
れた機関で、機関といいますか、そういうものをつくりながら議論をすべ
きではないかなというふうに思いますけれども、いかがなものでしょう。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

今回の条例の改正につきましては、条例での報酬の部分だけ記載、改正内容としてはその部分がかかわるわけですので、そういった内容にさせていただきますが、管理会においての委員のあり方といたしますか、今現在は7名の委員さんを選出するという事になっておるわけですが、その委員さんがほかの組織との兼ね合いとかそういったものについては意見がありまして、少し意見交換をさせていただいた面はございますが、最終的にどういうあり方がいいのかどうかということについてまでの結論には至っていないところでございます。

財産区の基金の状況ということが今回の発端にはなっているわけですが、まず、財産区すべてについてはございますけれども、財産区の経常収入で経常支出を毎年度賄えるという状況にはなっておりません。それは昭和30年初頭ころに地上権設定という議案の中で貸与金額が年間1反歩当たり15円といったような金額の議決がされて、現時点でもそれが継続されている状況にありますので、面積に掛けますと年間の貸付料とするものは多くても10万単位の金額になりますので、どうしても歳入を上回る歳出になります。それを埋めるものとして基金からの繰り入れを行うというのが毎年繰り返されるわけですから、いずれ枯渇するというのは宿命になっているわけでございます。そういったことも含めて、委員のあり方すべてを検討して結論を出すということは1日2日あるいは1年2年で出るものではなかなかないんだらうなというふうには思っております。そういった面も含めて、これは個人的な部分も多少ありますが、親子といたしますか、財産区と地域の貸し付けを受けている団体・組織、そういったものとのあり方も含めた中でどう考えるのかというのが議論されなければ、根幹的な解決には結びつかないのかなというふうには思っております。

吉田財産区につきましては、別途、収入の道ということで、従来、木を育ててきたものについて伐期に達するものがあるのかどうか、伐期に達するものがあれば、そういったことへの対応をどうするかということも含め

てお話はさせていただいているところでございます。

なお、これは大きな課題ですので、地域の皆様にもお伝えし、ご意見をいただくということは大切なことだと思っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。14番中川久男君

14番（中川久男君）

前者に関連することなんですけれども、今回は費用弁償に関する一部を改正するというような形で、私も余り財産区のこととは大和町にないものですから不勉強なんですけれども、吉田の収入減がどうのこうのということで、そのものに対しての日額というような形でお示しのですが、これまでだと年俸29万というような形の中で整理をしてきたわけなんですけれども、この落合では今回20%という報道で、この財産管理会そのものが年間どのぐらいの日数の会議を持って実施しておられるのか。その都度その都度、要件が違ければ管理会そのものは非常に、要するにかかる日が多いと思いますけれども、やはりこの辺もいろいろな昔の山関係とかそういう財産の管理面でしょうから、非常に我々では勉強しにくいところがあるんだけれども、やっぱり年額報酬を全財産区、吉田、落合、宮床というような形であるわけですから、やっぱりその辺も、23年の5月で役員の任期があるということであれば、一斉にこれをどちらかの方向に示すとかそういうものは考えられないのかなと。我々は余りわからないからなんですけれども、大変失礼ですけれども。やっぱり吉田が日額にするのであれば落合なり宮床なりと。それが吉田は財産が、収入がないから、宮床が収入があるからという、そういう差があるものかお聞きしておきたいなと。私であれば、日額 8,500円で30日やったら、三八、二十四で同じぐらいの回数になるのか、非常に勉強不足ですが、その辺いかがなものですか。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

財産区の権能につきましては、自治法上に記載がされておまして、直接、執行権はございませんで、執行権については管理者である町長が行うということになってございます。町長が行う執行に対しまして、必要事項、財産を処分する場合とか予算・決算とか、いろいろ項立て等で具体的に示されているわけですが、そういったことに対して同意権を有するということになっておりますので、まず、予算・決算あるいは財産の管理運営あるいは処分、そういったことについては管理会を開催して同意をちょうだいするという必要がありますので、その場合、管理会の開催があります。1回の開催で済む内容のものと、それから、財産の処分管理等においては事前にこういった申し出がありますということで、事前に協議をし、あるいは必要によっては現場を確認するとか、そういった行為が行われる場合もありますので、一概に年間何回という形はなかなか難しい状況でございしますが、平均では3財産区とも年間7回から8回の協議会あるいは管理会という開催になっております。そういった意味では、おのこの財産区の報酬の考え方はいろいろあってもいいのかなというご意見はもっともだなという部分も含まれてはいるように思いますけれども、この条例の改正につきましては、各財産区の同意をちょうだいしなければならない内容にもなっておりますので、おのこの財産区の運営方針なり考え方もありまして町から一方的にというのはなかなか難しい面もございします。ただ、三つばらばらであっていいのかという一面も反対としてはあるものだというふうには思っておりますので、機会をとらえてお話しすると。今回もこういう申し出がありますということはほかの管理会の際には内容のお伝えはしながら協議はさせていただきました。ただ、一方的にはなかなか難しいのかなとは思っているところです。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第9号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第9号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1番 (藤巻博史君)

均等割の税率の軽減、通常は3,000円のところを300円上限という。お聞きしたいのは、何でこういう軽減項目というんですか、それが生じてきたのかということと、それが今回、削除するということですのでけれども、その原因というものがなくなったのかという、そういうことでお聞きいたします。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

それでは、藤巻議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、昨年9月の全員協議会の中で1回ご説明をいたしておりますが、これにつきましては、昭和29年に個人町民税の均等割税

額の軽減措置というものが設置されておったんですが、これが平成16年度までは配偶者の均等割非課税措置がありました。平成17年度にその非課税措置が廃止されたんです。ですから、本来であればこの時点で削除とかそういった手続を町としてはしてもよろしい考えではあったんですが、今回、17年から21年ということで4年間ほどたちましたが、近隣市町村、それから税のこれまでの流れ、国の課税の方向、動向なんかも考慮いたしまして、今回削除するというので提案をさせていただきました。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第10号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の

一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第7、議案第10号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第11号 大和町保育所設置条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第11号 大和町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第12号 大和町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第12号 大和町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第13号 大和町物品調達基金条例を廃止する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第13号 大和町物品調達基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第14号 平成21年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第14号 平成21年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

それでは、1件お尋ねいたします。

事項別明細書の22ページの商工振興費で新エネルギー利用促進助成金、このことにつきまして、町長の施政方針の中でも21年での太陽光発電の設置数が83件というご説明をいただきました。その中で、83件のうち町内の業者が約何件ぐらい工事を行ったのか、もしおわかりでしたらお尋ねいたします。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

お答えいたします。

今ご質問ありましたとおり、住宅用太陽光発電83件ございました。町内

の業者、今のところ申し込みがあったのは、施工したのは1件というふうに認識しておりますけれども、具体的な件数につきましては、あとまた調べまして報告させていただきたいと思います。内容的には1件なんですけれども、20件ぐらいかなというふうに思っているんですけれども、なお、詳しい件数、あとまたご説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

町の単独の補助事業の中で、83件設置している中で町内の業者が20件足らずというのはどうなのでしょうね。83件で1,870万くらい助成金として投じているわけなんですけれども、83件のうち20件しか町内でやっていないとすると、もう約8割が町外の業者がやっているということになるんですけれども。町で単独事業で補助金を出しているのに対して町外の業者が来て事業をやっている、町には全然何も落ちてこないと思うんですね。かえって町内の業者がやることによって、工事をする方も助成金をいただくわけですからいいんですけれども、工事をする方の業者にもやはり町の単独の事業の中で、工事をすることによって、工事をすればその分、税金でまた戻って入ってくるという形になると思うんです。なものですから、やっぱりこの辺、もう少し町の単独事業に対する取り組みというのは少し考えるべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

今のご質問のとおり、やはり町内業者、少ないこともあるわけですが、どうしてもメーカーというんですか、例えばいろいろサンヨーとかパナソニックとか、そういうメーカーのてこ入れとかもありまして、あと、会社の営業の形態というんですか、そういう形もありまして、

どうしても地元業者が入り込めないというか、多く取り込めない部分もあるものですから、町から一方的にはその1業者だけサポートということとはできないわけでございますけれども、広報等を通じましてぜひ普及促進にPRしたいなというふうには思っております。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）
8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）
取り組んでいただけるといことなんですけれども、大衡で、新築した場合幾らという助成金が出まして、地元の業者を使ったときにはそれに補助金プラスというか、加算して補助金を出しますよというのが2月の新聞に載っていました。だから、結局、町内の業者が、太陽光発電でもそうできるんじゃないかなと思うんです。ある程度の補助金を出すにしても、町内の業者を使った場合にはそれにプラスアルファ、加算しての補助金を出しますよという施策。結局、町の税金を使った中での補助事業ですから、税金を使った補助事業の中で幾らかでも出した分が回って町に入ってくるような方策を私はとるべきではないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長 長 （大須賀 啓君）
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

今ご質問ありましたとおり、当然町の税金を使っているものですから、その税金は町内の業者の方に使っていただきまして、なおさら地元の方が潤うというのが一番いい形かなというふうに思っております。

あと、支援につきましては、先ほどお話ししましたとおり、いろんな広報とかいろんなPRに努めるしかないのかなというふうに考えているのが現状でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。5番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

21ページの補助金、飼料高騰対策緊急支援事業費 221万 7,000円ですか、この件につきましては12月の定例会で請願したわけですが、早急な対策がされたわけですが。この繁殖牛、肥育牛、そして酪農と、補助額がまちまちと思うわけですが、それぞれの支援額と頭数についてお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

ご質問ありました飼料高騰対策緊急支援でございますけれども、一応家畜の畜種によりまして、当然それだけ、例えば肥育とか乳牛によりまして食べる量も違うものですから、その量に合わせての支援というふうになっております。肥育牛ですと 600頭というふうに考えております。乳用牛 300頭、繁殖牛90頭、子牛90頭ということで、合計しますと 1,080頭という形になります。単価につきましても、肥育牛 2,800円、乳用牛 1,400円、繁殖牛 700円、子牛 600円ということでございまして、実際、食べる量でもって調整しての単価というようなことでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

5番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

大郷と大体同じぐらいの算定にしたような数字でございますが、これによりまして、助成を受けました畜産農家も経営意欲の喚起とかいろんな意味で期待するものは大きいものがあるわけですが、戸数は幾らあったか、ちょっとその辺だけお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

お答えします。

ちょっと今、把握している戸数でございますけれども、肥育につきましては12件、繁殖16件、酪農6件というような形でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

町長の施政方針の中の最後の方にもございましたけれども、ジェイアライトについて質問いたします。これでいえば6ページですかね。あと、別なところには……、今探しているんだけれども出てこない。6ページに出ています。これについては、2004年あたりからでしたか、全国で設置というような運動が起きているようで、それで、6年には千葉で実際の訓練をやっているんですけれども、その中では国籍不明なテロリストが上陸したという想定のもとに小学生も訓練に参加させるというような、そういう大変問題がある。システムそのものは地震情報、それから津波情報とかそういったものも含むわけですが、そういう実際の運用の想定されているのがそういう危険なものだというふうに認識はしているんですが、そういう中で、どういう過程でこのシステム導入というのが決まったのかお聞きいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

藤巻議員のご質問でございます。

議員のおっしゃる部分で、ジェイアラートの部分ですが、全国瞬時警報システムの部分であります。平成7年2月から一部の自治体で運用が開始されておりまして、2009年4月の段階では約200の自治体が導入をしているような状況で、本町においてはまだ導入はされていない状況であります。これのシステムの警報の部分であります。地震情報、津波情報、火山情報、また、気象情報から有事関連情報というような形での部分が想定をされている状況であります。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。藤巻博史君。

1 番（藤巻博史君）

全国のことはわかったんですけども、200自治体やっているということは。そういう中で、私が申したのは、そういう地震情報あるいは台風情報だけじゃなくて、さらにはゲリラだ特殊部隊だミサイルだという、そういうものまで想定している。さらには、全国の中にはそういったものを、いわゆる演習ということでそういうことを想定した演習、あるいはまた、誤報というんですか、誤報とかはいろいろあると思うんですけども、そういうような状況を把握した上での導入というんですか、ということなのか。どうしてここに導入するという経過になったのかということをお聞きしたいんです。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

藤巻議員のご質問であります。先ほど申し上げた警報の部分に加えて、既に先行して措置している自治体もあるわけですが、国の方におきましては、昨年4月の北朝鮮のミサイル発射事案という部分では、この部分の警報装置の部分が伝わらない部分があるというようなことで、全国一斉の整備という形で防災情報通信設備整備事業交付金を用意をして、

これに基づき全国の自治体で一斉整備を図るといような形になったものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

今、前者のジェイアラートにちょっと関連するんですが、一斉情報伝達ということなんですが、今ある防災無線の各地についているものを利用しての発信ということになるんでしょうけれども、この場合は何か具体的にいうと音声で流れるものなんですか。例えば音で流れるとか、そういうものは決まっているんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

馬場議員のご質問であります。現在既に導入している固定式のものですと、ある程度録音されたものを、それを起動して一斉放送するようなシステムですが、今回は、新たに消防庁の方から衛星無線を使ってやるものでは、音声を書きかえる方式、データを出して、それを自動音声、合成音声といったらいいんでしょうか、その音声でもって、町の場合ですと防災無線室の方で自動で受けて、それを自動起動をさせた上で、各子局の放送用の方から音声でもって知らせるといふうな形になります。

議 長 （大須賀 啓君）

9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

結局、この間、具体的に言うと、私どもの方の自主防災組織で、2月27日に各地区だけの、志田町なら志田町だけのものをちょっと練習のために

発信してみたんです、防災無線。ほかにはもちろん流れないんですけれども。どの程度聞こえたかがちょっとあれなんです、しゃべっている本人が私だったものですから、どの程度聞こえているかという反応が知りたかったんだけど、ほとんど聞こえていないんですよ。だから、こういった、ましてや緊急事態とかそういった非常に重要なものに対してどの程度、発信する方法、効果はあると思うんですが、窓を閉め切っていたりうちの中にいたりするとほとんど聞こえないという状況が反応として多かったです。ですから、どういった、例えばキーンという音なのか、物すごく高周波で流れるものなのか、普通の音声・肉声みたいなものではほとんど効果がないような気もするんですよ。今現在、いろんな風向きとかそういうのでハウリングを起こしたりということでも聞きにくかったりするので、具体的にどういったものを、せっかくこれだけ、800万ですか、工事請負費があるので、効果のあるものにしていかなければと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。大和町だけで考えるというわけじゃないものですから、今、サッシで閉め切っている状況では余り効果がないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

馬場議員のご質問であります、現在使用している防災無線の放送の内容も、議員おっしゃるような部分で聞き取れないとか、特に雨が強かった場合とか、そういう場合はよくわからない。当然、今、住宅構造がそういうふうな気密性のあるものですから、部分があるのかなというふうに思っております。今回、ジェイアラートの瞬時警報システムについては、先ほど申し上げましたように合成音声での形になるかと思うので、今の放送の仕組みとはそう変わらないのかなというふうな状況は思っております。ただ、どういった形で伝えるのか、これについては大事なことでありますので、大雨関係の場合は広報車を出したりとかそういった別な手段を考えているわけではありますが、もちろん、大地震の場合なんかも当然、警報、い

わゆる防災無線以外にもそういった手段が必要ではないかなというふうに思っております。音声以外の部分の手段についてもこれから、どういうふうな形で周知を図っていくのか検討してまいりたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番 （高平聡雄君）

何点かお伺いをします。

20ページの予防費の4・1・2の19節新型インフルエンザの予防接種の精算というような形で計上されておりますが、この機会に現在、最新の流行状況というんでしょうか、どのようになっているのか。あるいは、当初、ワクチンが非常に足りないというような状況で始まったものが現在、沈静化しているんだらうというふうに想定はしておりますが、それについても優先順位をつけての予防接種ということでここまで来たわけでありましたが、大和町での状況がどのようになったのか。

あわせて、今後についてどういう見通しを持っているのか。と申しますのは、季節性インフルエンザの時期ですと、本来、この時期になるともう終息というようなことになって翌年度ということなんでしょうが、新型の場合はどういう想定をしているのか、その辺を教えてください。

それと、12ページの総務費の一般管理費の中で、たしか職員採用で二次募集というような説明があったかと思うんですが、これは12月1日からの追加募集という職員の採用についての費用かどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

仮にそうだとすると、追加あるいは言葉として二次募集ということであれば、当初の募集があったということが前提だと思うんですが、なぜこの時期にそういう状態になったのか。一つ私が想像するのは、経済状況等がかんがみでの高卒の方々に対する就職の機会の提供だとかそういったことも含めて検討されたのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思えます。

あわせて、12ページの企画費の中の総合計画策定費用のこれは精算の計上、これに関連してお伺いをするわけですが、今回、第4次総合計画の第1次実施計画の事業変更等についてということで全員協議会の中でご説明をいただいたわけでありましたが、その中の2ページにあります交通ターミナル事業について、前倒しをして進めるというようなことでのご説明をいただいたわけですが、この事業概要についてここには「町中心部に交通ターミナルを整備し、円滑な交通環境形成を図る」というふうになっておるわけでありましたが、実施計画ではなくて本来の総合計画の中では、文言がたしか違ったというふうに存じております。ですので、総合計画の中での目的、要するに15年計画の中に示した「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」の中にあるこの事業の目的と整合性をどうとるのか。この際ですから、総合計画の文言をここでお披露をいただいて、その差というものをどのように埋めていくのかお聞かせをいただきたいと。

それと、あわせて、報告ということでお知らせをいただいて、補正予算のどこに入っているのかちょっと私も見つけかねたんですが、法務局と観光物産協会の窓口の移転ということで200万の予算を見込んでいるというお話をいただいたわけでありましたが、このことについて、移転をするということは、庁舎移転ということが前提なわけですね。庁舎移転ということになりますと庁舎とともに入れなかったのかということ、できなかった理由が知りたいということと、あわせて、移転するということは、庁舎移転計画の中では、移転とともに現在の庁舎を解体するというのが一つの事業。一つというか、それもあわせての事業というふうになっているというふうに聞きますが、解体する時期というのをどう計画されているのか、そこをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸義春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

新型インフルエンザに関するお尋ねであります。新型インフルエンザの接種につきましては、町といたしましては、いわゆる優先接種者です

か、その方々を対象に助成をするというふうなことで、それから、低所得者に対しては全額の負担をして接種にこれまで努めてきたところであります。接種の優先接種のそれぞれの接種者の対象によって、接種の時期等につきましても異なっておりましたので、これまで12号にわたるチラシの配布でその接種に努めてきたところであります。

そういうふうな中で、議員お尋ねの接種の状況というふうなことでありますが、1月末の医療機関からの請求というふうな形で、うちの方でとらえているのはそういうふうなとらえ方でいたしておりますが、約2,500名ほどというふうな人数であります。接種率にいたしますと20%ぐらいですか、そういうふうな形になっております。これは、いわゆる予算的には13歳以上の方が1回の接種に変わったというふうなこともありますし、それから、小中学校の罹患率が22年の1月末で小学校は46%、中学生においては45%ということで約半数近くの罹患になった状況がございます。それから、高齢者の対象者が約5,000人おりますが、その方々の接種の開始が1月25日ということで、まだ半数近くの接種対象者の中で、接種の期間がまだ始まったばかりだというふうなことでありますので、そういうふうな意味合いからも繰り越しのお願いをいたしておるところであります。今後とも議員ご指摘のように、季節性インフルエンザと異なった中で感染というふうなこともありますので、啓発に努めていきたいというふうに考えております。

今後の状況、以上のような内容で今後とも対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

高平議員の質問でございます。

まず1点目ですが、職員採用の分の経費の負担の部分でありました。二次募集を行っております。議員おっしゃるとおり、12月からの部分のものであります。なぜこの時期かというふうなことでありますが、初級の一次

といったらいいんでしょうか、については既に決定を見ておるんですが、その状況の中で、さらに職員の配備等の関係から二次募集を行っているというふうな状況であります。

続きまして、総合計画の部分であります。全員協議会の方では大変ありがとうございました。この章立てであります。第5章の「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」の部分で、第5章第3項の交通基盤の充実強化、その中で(3)にあります公共交通の充実強化の部分、この部分に位置づけをしたものでございます。

続きまして、法務局の方であります。この前の説明の部分で200万ほどを見込んでいますわけですが、まず、庁舎の移転との前提の中でというようなことありますけれども、当然、庁舎の解体に伴って法務局等の移転については新庁舎というふうな考えもあったわけですが、防衛の補助の関係が既に先行してやっております。法務局からの自動券売機の大和町内に設置というのは、その後でありました。補助が先にあった関係上、法務局の部分については後から現在の新庁舎の方に設定されたものですから、じゃ、それについて新庁舎へというふうな話で防衛の方に相談に行ったら、補助事業の絡みではどうしてもそれはできないですよというふうなことで、その関係で、検討した結果、ご説明申し上げたとおり吉岡コミセンの方になったというふうな状況であります。

予算につきましては、そういったこともございまして、3月の補正ではなくて、新年度当初で庁舎の解体費用を見込んでいますわけですが、その中の附帯というふうな形で施工させていただければというふうに考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

途中ですが、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時08分 休憩

午前11時17分 再開

議長 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先ほど堀籠日出子さんの質問に対して、後で答弁をするという産業振興課長の庄司正巳君からお願いします。

産業振興課長（庄司正巳君）

お許しをいただきましたのでご説明をさせていただきます。

先ほどの堀籠日出子議員の新エネルギーに係ります町内の業者でございますけれども、2月1日現在でございますが、町内業者、業者数3件ございました。宇佐美さんと三浦さんと広瀬さんという3件でございます。

それから、実績でございますが、20件と申しましたが、17件ということでございまして、全体の20%が町内業者というような状況になってございます。訂正して報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 長 （大須賀 啓君）

6番高平聡雄君。

6番 （高平聡雄君）

ちょっと伺ったことにまだお答えいただけていないので、これが再質問になるのかどうかわかりませんが、解体の時期はいつなのかということ先ほど伺ったんですが、現庁舎のですね、そのことをまずお聞かせをください。

それとあわせて、再質問を続けてしますので。

一番最初に言ったインフルエンザの関係なんですけど、職員の方々に対する、ワクチンの状況にも当然よる……。先ほど伺った中では高齢者の方、まだ5割だというようなお話を伺ったんですが、優先の方ですね。そういった方々とともに、大和町の職員の方々、公務に支障のないような体制をとるためには、やっぱり、優先ということになるのかどうかは別として、県あたりの対応なんかを見ますと、職員も一斉にというような状況もあるようでありますので、町としてもそういうことは十分に検討する必要があります。

るのではないかなというふうに私は思います。ですので、そういう観点から検証を求めていきたいというふうに思いますが、考え方としていかがでしょうか。

あと、法務局あるいは観光物産協会の移転に関することではありますが、防衛省との、補助金をいただく関係上、どうしてもというようなお話があったという中で協議をしてここだというふうに決めたということですが、ということは、さまざまな場所を想定されたんだろうと思いますが、解体の時期ともあわせる話ではありますが、200万をかけるという使い道なんです、例えば今現在の環境生活課の建物だとか、そういったところを残して利用させようだとか、あるいは、解体が多少ずれるのであれば、現在のところを当分の間、使わせるだとか、そういう議論がなかったのか。

あるいは、今度、コミュニティーセンターに移るという話ではありますが、あそこを恒常的に、恒久的にというんですか、当分の間、何ていうのか、どの程度の期間を想定しているのか。それに対して、投資の200万というのをどう想定して出したのか。

そして、その費用負担も、ご説明を伺うと、大和町のみならず近隣の自治体からも要望があったというようなお話があったわけではありますが、そういう方々に費用負担を求めることはできないものなのかどうか、希望するのであればですね。

あるいは、解体してしまって、がらんとした中にそういうものだけがぽつんと残るというのは、本当に利用者の利便性を考えたことなのか。ついこの住みかというよりは当分の間の間借りの発想なのか、その辺がよくわからないので、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、職員採用については、これは雇用対策という観点からの採用ではないということで理解してよろしいわけですね。（「はい」の声あり）わかりました。

あと、お聞きしたいのは、先ほど4次計画の中の5章、交通基盤の充実強化の項目でよろしいんですね。その3番ということでよろしいんですね。先ほどお話ししたように、これとの整合性はどうかという質問なんです。わかっているらっしゃるんだらうと思うんですが、ここにはこういうふうに書いてあります。「企業立地に合わせた仙台大衡間の高速バス

運行本数増便の促進、大和インターチェンジ隣接のバスストップを活用した高速バス停留所の設置と高速バス利用者のための駐車場整備」。この文言から読み取れるものは、大和インター周辺でのこういう施設の設置を想定された中での計画だったのではないかなと。

私もその基本のこの計画づくりに参加をさせていただいた立場から申し上げますと、どうも今回ご説明いただいたものとの整合をどうとればいいんだというふうに思ってしまうんですよ。端的に言って、この実施計画の変更じゃなくて、ひょっとするとこの基本計画の変更なんじゃないのかなというふうに思ってしまうんですが、どういう認識をお持ちなのかお聞かせをいただきたい。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

新型インフルエンザについてのお尋ねであります。職員への対応というんですか、職員に対する接種というふうなことでございますが、これにつきましては、健康成人につきましても1月25日から接種が受けられるようになったというようなことでございますので、町民含めて、これらについての総務まちづくり課とも対応しながら、今後の接種の方向についていろいろ考えていきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

高平議員のご質問であります。

前段で庁舎の解体時期に関係して回答がおくれて申しわけございません。庁舎解体については、5月引っ越し後の関係もありまして、解体整備に入るのは大体秋口かなというふうな想定をしております。

それから、法務局の関係であります。位置の決定につきましては、議

員おっしゃるとおり、吉岡コミセン以外にもひだまりとかまほろばホールとか、そういった場所も検討した中で、庁舎の部分が吉岡コミセンの部分で、庁舎の関係もあって移転位置から遠くない場所ということでの設定をしたような状況でございます。

また、今ある庁舎、南庁舎とか西新庁舎と残したらどうかというようなことでありますが、この庁舎全体については解体撤去というふうな形での整備を予定をしておりますし、並行した形で跡地利用も含めて検討中の状況でございます。そういった意味におきまして、やはり現在ある建物についてはすべて撤去する中での考えをもちまして吉岡コミセンというふうなことでございました。

それから、200万というふうな状況の部分ではありますが、現在の西庁舎に移転する際、法務局の方でこの部分については負担をしております、工事費が大体160万ぐらい、プラスそのほか光回線とかのいわゆる回線電話の工事が別途かかっているという状況でございました。それを含めて200万というふうな状況を想定をしているところであります。

また、他町村の部分での負担割合はというふうなことの質問もあったかと思っておりますが、これについてはやはり町の方での部分がありますので、これは本町での部分の負担がメインなのかなというふうに思っておりますし、当分か永住かというような部分ではありますが、やはりここについては当分ではなくて、ここで営業活動をやっていただくというふうな考えであります。

それから、第4次計画の部分ではありますが、議員おっしゃるとおり、大和インターチェンジに隣接するバスストップにつきましては、コンビニ関係の部分があって、駐車場とか出入口の関係があって断念をしたというふうな経緯については、ご説明を申し上げている状況でありました。この部分については、高速バスまたは町民バス、それらを統合した中で、一体的な考えで今回、交通ターミナルの計画を包含した中で位置づけをしたような状況になっております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、予防接種の方は、職員の方々も業務に支障のないような対応を町の中でもお考えをいただきたいというふうに、指摘というか、段取りをとるべきだろうというふうに思いますので、お考えをいただければというふうに思います。

それで、法務局だとかの移転に関する考え方でありましてけれども、ここにもう移転したらそのままずっと置いておくよということであれば、私はちょっと安易なんじゃないかなというふうに思うんですよ。ワンストップサービスだとかあるいはスクラップ・アンド・ビルドだとか、そういうことから考えればどうも中途半端で、例えばここを解体した後の位置づけだとか、そういったことも明確に示されていない中で、そういったものだけがぽこっととってつけたように、解体して居場所がなくなるからしましょうというのではないのかなという思いなんです。

特に、ここは文教ゾーンなわけですよ。保健福祉課のあるあっちの方は福祉ゾーンだとか、それぞれ位置づけがあるわけですよ。そういった中で、何でそれだけがここなんだと。全然、私の発想というか、理解の中にはどうもなじまない。後から私、一般質問でも取り上げていますので、私の考え方をその場では示しますが、どうも安直な判断なんじゃないかなと言わざるを得ない。お客さんであるとか利用者の利便性だとか将来計画だとか、そういったものにどうマッチングさせるのかということにどうも納得も説得性もないというふうに思います。先ほどの答弁の中に、ずっとここに置くんだよというふうなお話があったですけども、そういう考え方であるのであれば、私はこの案に対しては反対せざるを得ない。もっと利用者の立場に立った、便利な施設づくりに重点を置いた計画を立ててもらわなきゃないというふうに私は申し上げておきます。

ですので、これは意見表明は質疑の中でやってはいけないので討論とかそういったところで申し上げますが、いずれにしてもこの位置づけ、解体、そういったものが明確になっていない。今言ったように、計画はされていてもその後の利用だとかが決まっていなかったらば、一部をそこに置いておいて、当面の間そこに今までと変わらず使いますよぐらいのことだったらばいいけれども、また近々の間に検討せざるを得なくなるん

じゃないかなというふうに思いますので、その辺、どのぐらい検討されたのかももう一度聞かせておいてください。

それと、バスターミナルの件についてですが、こちらで土地購入のための利用計画ということでやるというふうに決まったことについてはご説明をいただきましたし、それについてはさまざまな総合的な判断の中でやられたというのは十分承知しておりますので、そのことについて申し上げているわけではなくて、この変更の説明について実施計画の変更ということでも済ませていいんですかということなんです。総合計画の中で位置づけたものとの整合をどうとるんですかと。そういうことに対して、これに携わった方々にちゃんと説明、理解を得るようなことをしないと、この先15年の計画として、立てたばかりですよ、これ。初めからこれが安易に扱われたという印象は、私は町長を含めて執行する方々にとっては利益は全くないと考えますが、課長でお答えできるのか、町長のお考えも含めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

高平議員の部分でありますけれども、まず、法務局も含めて、現在のコミセンに決定をした経緯をどの程度検討したのかということでございます。先ほども申し上げたとおり、新庁舎へのというのが一番いいのかなというふうな部分もあったわけではありますが、補助事業の絡みで防衛の方からの了承が得られないということで、場所の検討、コミセンも含めそれぞれ行ったような状況でございます。先ほども申し上げたとおり、現状地から近い場所というようなことを踏まえて、コミセンということになりました。

また、利用の、文教ゾーンというようなこととの整合性がとれないのではないかなというような部分があるようでもありますけれども、この部分については、跡地の全体部分について今、検討中と先ほど申し上げたとおりでありまして、まだお示しができない部分もありますが、そういった部分を

十分考慮している部分があるのかなというふうに思っております。また、第4次の部分の実施計画の変更と第4次総合計画の変更の部分のあれでは、実施計画の変更部分ではないのではないかなというふうなことでありますが、位置づけの部分というふうなとらまえ方の中では、この部分の変更でご説明を申し上げたような状況かなというふうに思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、今、高平議員お話のとおり、計画の中の高速道路の利用、安全体系といいますか、高速の利便性を図るその例といいますか、そこにつきまして、今現在ではその方法がとれない状況でございます。と申しますのは、以前にもお話しさせていただきましたとおり、あそこの駐車場利活用によってのあの計画が基本でございましたが、その駐車場の利活用が現状で困難であるという状況でございます。したがって、安全で交通便利な計画につきまして進める方法として現在考えられる次の手だてといいますか、そういった考えの中で、新たなバスターミナル構想というものに今回、取り組もうというところでございます。計画が始まったばかりでという、確かに、そこにつきまして説明の必要性はあるかというふうに思っておりますが、現状の中で今とれる最善の方法といいますか、そういった方法を模索した中での考え方というふうに思い、進めておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

1 3 番 （大友勝衛君）

ただいまの件、私も区画整理事業の中で関連する問題がありましたんですけれども、このターミナル計画が出た段階である組合の救済措置じゃな

いかという意見も述べたことがありますけれども、要は、当初計画で用地があそこでだめだったということで、その近隣については何ら相談もなかったということもこれは事実であります。はっきり申しましてですね。用地取得するんであれば、あの中に、そういう土地はあるわけですから、それらの検討をなされないで急にぼんとというのはちょっと理解に苦しむと。前のターミナル計画が出た段階でも申し上げましたけれども、何かその辺が意図的なものが……。当初計画よりずれているということも前者が言ったとおりだと、私もそう思っています。

あえて極力、そういった発言は避けてきたつもりですけれども、やはり当初計画で賃貸の中でやるという、経費かけないでやるというスタンスがあったんだろうと思いますけれども、それとはまた別な問題だろうというふうに思います。やはりこれはこれで計画、補助事業を含めて検討なされたんでしょうけれども、それについての反対はしませんけれども、やはりもう少し透明性のある進め方があってしかるべきだったんじゃないかと私はそう思います。その辺について、町長に改めてご意見、お考えをお聞きしたいと。

議長　長　（大須賀　啓君）
町長浅野　元君。

町長　長　（浅野　元君）

ただいまのご意見でございます。確かにあそこを断念した段階で、インターの皆様方にご相談といえますか、そういったことにつきましては実際やっていないところが現実でございます。

ただ、0.7ヘクタールにつきまして、そちらに、何ていいますか、意図的という話ではございますけれども、以前に0.7につきましての利用方法につきまして、議会の皆様方からも今後の利用の方法につきまして検討をするべしというようなご意見もいただいたところでございます。そういった中の部分も含めた中で、利用方法、利活用についての検討をしている、その話とは別個にしているわけでございますけれども、そういった中で、そういった使い方、この総合計画に見合った部分での使い方と、あと

は 0.7の、優先的に何とかするとか、だれの利便性をという意味ではなくて、その土地の利活用について検討するべしというようなご意見もあった中で総合的な判断をしたということですので、それについては決してどちらに優先をとくかそういったことではなく、という基本的な考え方で進めております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

20ページ、先ほど高平議員が予防費の中で指摘をした新型インフルエンザのワクチンの接種対策の問題なのですが、今回、委託料で 1,000万、19節で 700万減額補正で、先ほどの議論を聞いていますとまだこれからも推進をするんだという説明がございました。そうしますとこれから、接種ある分は残して、今回の補正予算と理解していいのかどうか。実は、このインフルエンザの問題については、10月30日に臨時議会で補正予算を組んでございます。委託料については 3,486万、それから19節の補助金については 1,494万、そういう数字の中で委託料では執行率72%、19節では53%。この時期の補正予算ですから、私はほぼ予算、支出が確定した上で出したのかなと思ったら、さっきの説明ですから。その辺の関連、もう一度ひとつお伺いをさせていただきたいと思います。

それから、23ページ、これは道路維持費になるんですか、工事請負費 6,200何万が計上されてございます。これは経済危機対策との関連で計上されているわけなんです、この中で前にも一般質問等々で指摘をさせていただいた南金谷線の整備 1,000万、計上されているわけなんです、前にもお話ししましたように、あのおり土側溝の1間幅の農道、これが南金谷線という町道の実態なんだということを指摘をさせていただきました。この 1,000万というのは総事業費なのか、これは前に調査費等々を計上された記憶がないというふうに私記憶しておりますので、どのような手法でこの整備をなさるのか、ひとつお伺いをさせていただきたいと思います。

それから、最後に、28ページの総合体育館の防水の関係なんです、以前、何か屋根の雨漏りがあってしばらく下にシートを敷いて、脚立を立て

たまま、何回か指摘させていただいた経緯があるわけなんです、今回の屋根の防水シートの改修工事、それから、R階ですから地下ですか、内容等についてももう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

新型インフルエンザに対するお尋ねであります、臨時議会におきましては、いわゆる優先対象者が2回接種というふうな中での予算措置、1人当たり4,150円ですか、そういうふうな形で措置をいたしております。13節につきましては、郡内の医療機関、それから19節につきましては郡外の医療機関でいわゆる償還払いというふうな形でそれぞれ措置いたしたところあります。これらにつきましては、1月末の請求見込みと、それから2月、3月のこれからの執行予定、それから、繰り越し分として、時期はまだ国の方から明示がないわけではありますが、それらを含めて今回の補正の措置というふうなことで見込額を計上させていただいたものでございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

23ページの道路維持費の工事請負費の関係でのご質問でございまして、南金谷線の整備に関するご質問でございます。

事業費を1,000万を予定しております。基本的には路面の整正、それから、道路の交差する部分について車両が軽トラックでも右折・左折する場合ちょっと厳しい状況もありますので、そういった交差点の部分を若干広げるような改良を予定してございまして、事業費については概算で今回となっております。この中で、その全線を何とかできないかというようなことで現在、考えているところでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

総合体育館の屋上の防水工事につきましてご説明を申し上げたいと思います。

総合体育館につきましては、開館以来17年が経過しておりまして、屋上の防水シートは日常風雨にさらされ、硬質化いたしましてその効果が薄れているところがございます。それで、今回、補助金でございますけれども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金をちょうだいいたしまして、まず、第1工区といたしまして2,131万5,000円というふうな形をお願いをしているところがございます。それから、2工区分といたしましては、面積が539平方メートルというふうな形で考えているところがございます。1工区の大体の面積でございますけれども約1,400平方メートル、それから2工区につきましては539平方メートルでございます。工事概要につきましては、環境対応型といたしまして、平場高分子ルーフィング加硫ゴム防水断熱工法というような形で実施を予定いたしておるところでございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

まず、新型インフルエンザワクチンの問題では、そうしますと、これからまだ接種される部分を十分残しての今回の減額補正と、こういうふうに理解してよろしいですか。（「はい」の声あり）わかりました。いろいろ予算の手法というものはあるものだなと今、つくづく勉強させていただきました。

それから、道路の維持の南金谷線の問題なんですけど、どうなんでしょう。前から1間の幅の農道、これが町道なんだと。しかも、そばを流れる幹線の水路は土側溝。この辺を少し絡めて考えていかないと、本当に車が

行き来できるような道路になるのかなというふうな私は常々思っていたんですが。この整備に当たって少し地元との話し合い等々を当然やりながらするんだと思うんですけれども、そういった計画とか、どういう、ある程度意向等々も参考にしながらやるのかというふうな部分を含めてもう一度伺っておきたいと思います。

それから、総合体育館、繰越明許費の中に二つあって、一つは2,131万5,000円ですか、R階となっておりますので、Rというのはどこなんだろうというふうな思いからの質問だったので、そうすると、地下ではないということですね。はい。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

南金谷線の整備の関係でございますけれども、現実の町道という形で認定をしている路線でございます。現実の利用形態につきましては、耕作道というか、作業道的な利用に現在なっております、それ以外の車両が入れない状況でございますけれども、地元との整備のあり方について、地権者の方とも相談してまいりますけれども、現実には要望があったところは、道路をもう少し安全に走行できるような形態に路面を整正してもらえないかというような部分がございます、そういった部分に今回おこたえしようというふうな考えでおったところでございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

R階部分、建物の最上階の上の部分というふうな意味でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

12ページの財産管理費の12節に役務費、火災保険料とありますけれども、今後、宮城県沖地震が起きるということで、地震保険というものは考えていないのでしょうか、その点をお聞きします。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

財産管理費の役務費の火災保険料5万円でございますけれども、こちらは新庁舎引き受け後、保険の更新期が5月になっておりますので、その間の分ということでの補正をお願いしたものでございますが、今の状況ですと全国町村会に加入いたしてございます。申しわけございません。地震の内容まですべて対象になっているのかどうか、ちょっと細かい部分、確認をしておりますので、今明確に入っています、入っていませんというふうにはちょっとお答えできないんですが、大和町では全国町村会があっせんしております保険に加入しておりますので、同様の内容で計上させていただきました。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

やっぱり今の新庁舎、結構外から見るとガラス張りみたいな感じで多いような感じに見受けられるので、やっぱりしっかり地震保険というのは掛けておくべきだと思いますので、しっかり調べてお願いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

その点については確認させていただきます。あと、場合によりましては、まほろばホールの際だったと思いますけれども、あそこにも結構ガラスが使われているんですが、あれは別途、ガラス保険といいますかそういった形で対応している部分がございますので、保険の内容確認と、それ以外の方法、すべて対象になっていけばそれで対応されるということかと思いますが、そうでなかった場合はそれ以外の部分も含めて確認、検討させていただきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

午前 11時50分 休 憩

午後 0時57分 再 開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12「議案第15号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第15号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第16号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第16号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第17号 平成21年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第17号 平成21年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第18号 平成21年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第18号 平成21年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第19号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第19号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第20号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第17、議案第20号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第18、議案第21号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

1点伺っておきたいと思います。

事項別明細書62ページ、63ページなのですが、今回の補正で一般会計からの繰り入れ 7,446万 8,000円ですか、減額をされたところでございます。歳出の事項を見ますと19節の負担金補助及び交付金の中で、負担金、吉田川流域下水道維持管理運営費ですか、8,231万の大幅な減額となっているわけです。説明では確定というふうに聞いたように感じたわけなんです、このように大幅に減額になったといえますか、その理由はどういうことなんでしょうか。ちなみに、当初予算では2億 3,700万ほどこれは計上しておりましたし、20年度決算を見ましても2億 3,300万ほど支出をしているわけなんです、それに比べても大幅な減額になるんではないかなというふうに思いますので、なぜこうなったのかひとつ伺いをしておきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

お答えいたします。

この維持管理負担金につきましては、排水量に応じまして負担金が決定されるものでございます。この単価が平成21年度に1トン当たり60円から5

2円40銭に改定がされております。21年度の予算時点では一応60円で計上するような状況でありましたので、改定は予定されていたんですけども、3月の年度末に精算をすることで今回、この分の単価の下げた分の負担金減で、総額で1億5,470万1,000円ほど大幅に負担金が減ったものがございます。

議 長 （大須賀 啓君）
鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

そうしますと、予算編成時点では単価の引き下げはわかっておったということなんでしょうけれども、60円から52円に流域の方で大幅に減ったその企業努力といたしますか、その要因というのは何だったかということと、60円が52円になったということだと8円安くなったということなんですが、それにつけても今、見込みで1億5,400万ぐらいになるんだということなんですが、昨年度あたりのあれから見るとかなり大きな減額幅になるのではないかなと理解をしているんですが、どうなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

流域の方の会計につきましては、5年に1回の改定ということで見直しがされてきたところがございますけれども、今回、21年度における改定につきましては、今までの流域の下水道の運営の内容を、県の負担とかそういうものを含めまして大分そぎ落とした形での積算、それから、外部委託ですか、こちら等の関係によりましてこのような大幅な単価減というふうなことで協議がなされて、一応これで決定したものでございます。積算時点ではまだ減額幅等、明確でございませんでしたので、一応このような計上で、今回大変恐縮ですけれども年度末での精算ということにさせていただいたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
 鷗橋浩之君。

1 1 番 （鷗橋浩之君）

たしか予算時点で伺ったとき、この流域の管理運営、指定管理者制度云々というのが当時騒がれていたわけですよ。それはまだ決定していないんだというふうに伺った経緯があるんですが、これはその後、どうなったんでしょうか。その辺を含めてこういう単価になったというふうに理解していいのかどうか。

議 長 （大須賀 啓君）
 上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

委託と申しましたのはその管理制度の導入でございまして、管理制度が、県の方でいろいろ厳しい面もあったようですけれども、落札いたしまして、今、業者において管理運営ということで、これが大幅に単価減の原因にもなっている状況にございます。

議 長 （大須賀 啓君）
 ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 平成21年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計

補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第19、議案第22号 平成21年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第23号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第20、議案第23号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第21、議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算から日程第33、議案第36号 平成22年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、別冊、22年度の予算説明書の1ページをお開き願います。

議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算、平成22年度大和町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80億4,990万円と定めるものでございます。

款項の区分等の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものであります。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものであります。

第4条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定によりま

す一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第5条は歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、定めた内容につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くものであります。に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用については認めるという内容のものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算につきましては、歳入歳出ともに各款項ごとに金額を記載いたしてございます。6ページまで歳出分が記載してございます。

7ページの債務負担行為でございますが、そちらは例年、中小企業振興資金の損失補償、小規模企業小口資金損失補償、それから農業経営基盤強化資金利子補給につきまして、毎年度、事業が新たに起こされる部分についての内容の規定を設けたものでございます。中間に、期間、それから限度額を記載いたしてございます。

8ページの地方債でございますが、平成22年度の地方債につきましては、総額3億5,000万円と定めまして、内訳といたしましては水道の高料金対策資金1,140万円、県営土地改良事業負担金と記載してございますが、鶴巣地区の勝負沢ため池の県営事業による改修工事の負担分550万円、国営公園整備事業負担金につきましては、みちのく杜の湖畔公園の整備事業負担部分に対するもので50万円、消防施設整備事業につきましては消防ポンプの更新2台分310万円、それから、22年度の国におけます国税収入等々の歳出に対します収入の減少から地方財政対策で臨時財政対策債の増発という方針が示されたものでございますが、大和町におきましては必要部分としての計上で3億2,950万円、締めまして3億5,000万円といたしたものでございます。

それでは、歳入について概要をご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

歳入の1款町税でございますけれども、1項の町民税につきましては、現下の経済状況等から判断いたしまして、前年度当初予算に比較いたしま

して 7,100万円ほどの減額見込みで計上いたしてございます。

11ページの下段の固定資産税でございますけれども、こちらにつきましては、2目の国有資産等所在市町村交付金分は若干減少がありますけれども、本体部分につきましては企業等の建設あるいは償却資産、そういったものを含め試算をした結果といたしまして、対前年度2億2,000万円ほどの増額見込みで計上をいたしてございます。

12ページ、中段の軽自動車税でございますが、こちらは自動車の取得状況等々からして若干170万円ほどの増加見込みでございます。

4項の町たばこ税につきましては、10月からのたばこの単価アップがございまして、反動で買い控え等々の想定も含めまして1,400万円ほどの減額見込みで計上いたしております。

5項の入湯税につきましては、前年同様の内容でございます。

6項都市計画税につきましては、固定資産税の土地・建物との連動性がございまして、2,000万円ほどの増額見込みでございます。

特別土地保有税につきましては、滞繰分のみ計上を以前しておったところですが、今回についてはこちら該当なしということで削除いたしております。

2款地方譲与税の自動車重量譲与税につきましては、当初は暫定税率の廃止等々が言われたところですが、最終的に国策としてある程度、名目上廃止になりますが、実質上カバーされるといった部分も含めまして700万円ほどの減額、今年度部分の見通しを含めて対応いたしました。

2項の地方揮発油譲与税、本来、昨年までは地方道路譲与税というふうな名称を使っておったところでございますが、制度の切りかえで名称変更も含めましたけれども、前段同様、暫定税率の実質確保ということで前年同額の記載をいたしてございます。

次の3款から14ページ部分の6款の地方消費税交付金までにつきましては、22年度見込みといたしまして県におきまして試算をし、通知がございましたので、その金額で計上いたしております。

対象内容からしますと減額の状況になってございます。

15ページの7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、今年度の状況も含めまして前年同額の計上を行いました。

8 款自動車取得税交付金につきましては、こちら21年度の実績、3月で減額をいたしました。エコ減税等の継続等も含めまして 2,900万円の減額計上を行いました。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、21年度通知あった金額を丸めさせていただいて、500万の減額で計上いたしました。

10 款地方特例交付金につきましては、制度の変更等々も含まれることでございますが、今回は児童手当、子ども手当の制度改正等も含めまして、見込みで 700万円の増と計上いたしました。

特別交付金につきましては、恒久減税に伴った措置でございましたので、時限により今回、廃止をいたしました。

16 ページ、11 款地方交付税でございますが、こちらは22年度の地方財政対策上は 6.8%の増額として措置されておりますが、そちらは基準財政需要額、収入額の計算後の数値になりますことから、今回は21年度実績で普通交付税18億何がしの交付があったわけでございますが、今回18億、特別交付税 1 億 6,300万、前年同額の計上で、トータルで 7,000万円の増額見込みで計上いたしております。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては、前年同額での計上でございます。

以降、13 款の分担金及び負担金以降につきましては、各課計上された部分で22年度見通しの中での見込みで計上したものが主たる内容になってございます。

飛びまして、19 ページをお願いいたします。

19 ページの上段部分で国庫支出金の国庫負担金の 1 目 8 節の子ども手当負担金でございますが、こちらは新たに22年度は15歳までの子供に対して月額 1 万 3,000円を交付するという制度が新設されたことに伴いまして負担内容を計上いたしました。負担割合が細かく記載されておりますが、こちらは、従来の児童手当分はおのこの22年度に限り負担をしていただくと、そういったことから、全国的なベースで試算をした結果、こういう割合で今回行いますという通知があったものでございます。

次の下の国庫補助金の 1 目 2 節の子育て支援対策臨時特例交付金につきましては、22年度に民間保育所を建設するに伴いまして、補助金が交付さ

れる部分を計上したものでございます。

その二つ下の土木費国庫補助金につきましては、道路橋りょう費といたしまして22年度予定の天皇寺高田線のターミナル整備部分と、それから吉田落合線の南第二区画整理組合の境界から西側 457号線に接続する路線の用地費の内容での計上をいたしてございます。

20ページをお願いいたします。

20ページの6目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、前年同額 7,000万円の見込みとして計上いたしてございます。

21ページの上段部分の1目8節ですが、こちらは子ども手当の負担分の県部分という内容で、国と同様の内容で計上いたしました。

その下の県補助金の1目総務費県補助金の1節地域グリーンニューディール事業補助金につきましては、21年度に国の事業として計上されて基金化されたものを受けての事業でございますが、21年度に事業計画を提出し、認められた部分が22年度部分の政策という内容で計上いたしてございます。地球温暖化貢献事業として防犯灯の整備を行うのに補助を受けるもので、1,800万円を見込んでございます。

22ページ、4目の2節、上の囲いですが、林業費補助金の森林整備活動支援交付金、4分の3から10分の10というふうに記載してございますが、10分の10につきましては新たな部分で、1,018ヘクタールに対しヘクタール当たり1万円の助成が行われるもので、従来の部分とあわせて計上いたしてございます。

その下の商店街にぎわいづくり戦略事業につきましては、2年目を迎える事業に沿った内容での補助金を見込んでございます。

下から二つでございますが、9目のふるさと雇用再生特別基金事業補助金、それから10目の緊急雇用創出事業補助金につきましては、21年度では補正等に対応したところでございますが、景気浮揚対策等も含めて事業、22年度分として認められたもの、上の欄の部分につきましては特別学級支援員、学校図書支援員分を、緊急雇用につきましては公会計の関係の固定資産台帳整備のデータ作成と児童等の支援員、児童館配置の児童学習支援員分、それから、新庁舎の関係の備品整備の臨時職部分についての計上を行っております。

24ページ、お願いします。

24ページの17款につきましては、2目の物品売払収入のところの一番下の段ですが、肉用牛貸付事業貸付牛譲渡収入ということで、事業経過の中で5年経過した牛について譲渡をし、次なる対応を行うということで、その部分の計上を行いました。

寄附金につきましては科目設定を行ったものでございます。

19款の繰入金の特別会計繰入金につきましては、3財産区からの繰入金につきましては事務費繰り入れ並びに事業費の繰り入れをおのおの計上いたしました。

2目国民健康保険事業勘定特別会計繰入金につきましては、基本の健康診査関係を総合健診と同時に行うということで、国保対象者分の繰り入れ分を計上したものでございます。

基金の繰入金につきましては、庁舎基金からの繰り入れが1億9,000万円、長寿社会対策基金からの繰入金が1,000万円を見込んでおります。あと、高齢者の部分については2,000円のみでございます。

繰越金は前年同様3,000万円を見込んでございます。

26ページ、諸収入の延滞金、加算及び過料、それから2項の町預金利子につきましては前年同様の計上を行ってございます。

3項貸付金元利収入につきましては、商工費貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金預託金を増額いたしました関係からその部分、増額をいたしております。

土木費貸付金元利収入につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合へ貸し付けを行ってありました残りの部分の1億円について収入を見込んでございます。

受託事業収入につきましては、洞堀川の除草関係、それから総合運動公園にございます宮城県自転車競技場の管理受託事業収入分を見込みました。

雑入につきましては、おのおの記載の部分の計上したところでございますが、雑入の一番下のその他の収入部分につきましては、団体生命保険の取扱料、職員駐車場と共済からの助成金等々をまとめて計上いたしました。

町債につきましては、先ほど地方債の内容でご説明を申し上げましたので割愛をさせていただきます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

28ページであります。3歳出になります。

平成22年度当初予算の説明資料として主要な施策概要の資料もあわせて配付しておりますので、説明の際にはこちらの方もご参照をお願いしたいというふうに思っております。

では、1款1項1目議会費であります。議会費につきましては議員18名、職員3名の人件費及び議会運営に要する費用となるものであります。

1節及び9節は議員報酬及び費用弁償、2節、3節、4節につきましては職員の給料、職員手当等共済費の人件費の計上となります。以下、各科目間の2節給料から4節共済費までの説明は省略させていただいております。なお、職員の人件費分につきましては、現在の職員配置により計上したものであります。

11節需用費につきましては、議会だよりの発行の印刷製本費、13節につきましては会議録の作成の委託料、19節負担金は町村議会議長会の負担金が主なものであります。交付金につきましては、政務調査費の計上となるものであります。

次に、29ページ、2款1項1目につきましては、一般管理、人事管理、職員構成員及び公用車管理、職員研修のほか、連絡区等に要する費用の計上になるものであります。説明資料の1ページもあわせてご参照いただきます。

1節報酬は、区長59名、産業医1名、特別職給料等審議会委員10名分の報酬になるものであります。

次ページをお願いいたします。

8節報償費は、顧問弁護士料のほか退任区長への記念品等の費用となります。

9節旅費につきましては、各種委員の費用弁償及び職員の各研修旅費等の計上となります。

11節はコピー料、新聞、図書等、及び公用車等の需用費の計上でありませ

ず。
12節につきましては、通信費及び公用車等の保険料、13節につきましては職員の健康診断業務及び研修業務の委託、また、県公平委員会の事務委託のほか、区長配布の区分及び配達につきまして、この業務をシルバー人材センターに委託を行おうとするものであります。

14節は、職員駐車場の土地の借り上げ及び現行法令のCD-ROM等の使用料になるものであります。

19節、次ページになりますが、黒川地域行政事務組合の管理運営費分の負担金及び宮城黒川地方町村会ほか7団体に対する負担金の計上となっております。

補助金につきましては、大和町区長会活動に対する助成費となるものであります。

23節の償還金につきましては、権限移譲事務交付金の平成20年度実績による返還金となるものであります。

27節は公用車の自動車重量税であります。

続きまして、2目文書広報費は、広報広聴費、文書管理費等に要する予算計上となるものであります。

説明資料の1ページであります。ご参照をお願いいたします。

1節報酬は情報公開審査委員5名、個人情報保護審査会委員5名に対する報酬、8節報償費は毎月の広報モニター20名に対する記念品等、11節の印刷製本費は広報たいわ、月平均約8,400部発行に要する経費及び例規集の加除等の費用に要する計上であります。

12節は郵便後納料及びファクシミリ等の通信料、13節は例規集のシステムサーバーの保守点検委託によるもの、14節につきましては、印刷機、ファクシミリ及び例規システム等の機械借り上げに要する予算計上でありませ

ず。
19節につきましては、ふるさとCM制作チームに対する助成費等の計上となるものであります。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、32ページになります。

その前に、大変申しわけございません。歳入のご説明をした際に、もう一点ご説明を申し上げるのを取り落としてしまいました。別冊の資料といたしまして、予算に係る説明書のうち、担当課調書ということで細目等々を記載をいたしまして、収入・支出に関しましてどの課が担当しているかということで一覧で資料作成、ご配付をいたしております。特別委員会時等にご活用いただければと思います。

それから、委託料につきましては、個別の経費の委託料等々もあつたりしますので余り細かに説明書に記載をしませんでしたので、別冊で委託料の内訳調書ということで記載をさせていただきました。大変恐れ入ります。今後、入札等もありますので、右上に「取扱注意」というふうに記載をさせていただいております。あわせてお願いいたします。

もう一点でございますが、一般会計当初予算に関しまして、交付税の推移、地方債等に関する資料をご配付いたしておりますが、そちらにつきましては若干ご説明を加えさせていただきたいと思います。

1ページには、地方交付税額の推移ということで平成14年度から22年度までの、22年度につきましては見込みでございますけれども、交付税額について記載をいたしてございます。三位一体改革等によりまして交付税総額が減少になってきて、最近は若干持ち直した状況という形になってございますので、22年度につきましては21年度の普通交付税が18億 393万 4,000円でしたので、丸めて18億円という計上をさせていただきましたという内容になってございます。

次の2ページの上段部分につきましては、地方債の償還計画表というふうになってございます。

ちょうど中段部分に22年度という年度記載がございしますが、そちらに、すぐ右側に前年度現在高というふうに記載してありますが、21年度分として10億 6,600万、右斜め上になりますが、それを借り入れした場合の残高見込

みが78億 7,200万円になりますという内容です。22年度、3億 5,000万発行いたしましたして、元金利子の償還が合わせまして8億 5,900万になります。その差し引きですと、22年度末は元金で75億、それに対します償還表上の利子、想定部分も含んでおりますが10億円、合わせまして86億弱の起債償還額になりますという一覧になってございます。

その後の推計部分、毎年5億円ずつ借り入れした場合という前提条件のもとで表を整理いたしてございますのでご参照お願いいたします。

3ページ、4ページにつきましては、町が保有をいたしております基金の残高見込調書ということで作成をいたしました。

一番右端が22年度の積み立てあるいは取り崩しの金額を記載しまして、22年度末見込みについて一番最後に、右端に記載をいたしてございます。その左隣につきましては、3月補正をお願いした金額を含めまして21年度末の残高見込みを記載をいたしてございます。

最後の5ページでございますが、5ページは一般会計になりますが、一般会計の上の右側並びにつきましては、各目的別の経費、それから、上から下につきましては各節別の経費という形で分類をいたしてございます。

この右側の、報酬から28節の繰出金までにつきましては、これらの経費をそのままそっくりではありませんが決算上は性質別に区分をすることで、これらの内容を分類をするという形になります。節の状況で区分をするというの中には含まれておりますが、そういったものがある程度、概数として見込めるのではないかという参考の資料になっておりますので、ご参照をお願いいたします。

それでは、申しわけございません。事項別、あと、主要な施策概要につきましては、3ページの上段に公会計制度の書類整備について記載をいたしておりますので、ご参照をお願いします。

それでは、32ページ、3目財政管理費の8節報償費でございますが、こちらは入札監視委員会5名分を2回見込んでございます。

需用費につきましては、コピー、資料等々の消耗品関係と、印刷製本費につきましては予算書と事業の成果報告書の印刷経費を見込んでございます。

19節は記載の団体への負担分を、25節につきましてはおのおの基金の利

子分の積み立てを計上いたしてございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

会計課長浅野雅勝君。

会計管理者兼会計課長（浅野雅勝君）

続きますて、4目会計管理費でございます。

会計事務に要する経費でございます。

11節需用費の主なものでございますけれども、22年度で物品調達基金を廃止する中で、印刷物のうち図袋、封筒のそれぞれ2品目、それから賞状用紙の合わせて5品目につきまして、年間の必要数量を一括発注いたしまして各課等に提供するための印刷費を計上しておりますため、前年に比べ大きな増となっております。そのほか、各種伝票用紙、コピー代、決算書等の印刷代でございます。

12節の役務費につきましては、口座振替手数料、口座振替の回線利用料でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

5目財産管理費のうち、環境生活課所管分につきましてご説明いたします。

吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要する経費について計上しております。

主なものでございますが、7節賃金につきましては、吉岡コミュニティセンター事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金でございます。

11節需用費は、3施設の光熱水費のほか施設の小破修繕料を計上しております。

12節役務費は通信費及び施設の火災保険料、13節委託料につきましては、吉岡コミセンの窓口業務、防災センターの除草業務及び防火設備等の保守点検などの施設管理業務委託料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、同じく5目財産管理費の右側のところの下の3列でございますが、公用車管理、普通財産管理、庁舎管理部分についてご説明を申し上げます。

需用費の燃料費分につきましては、財政課共用車14台を管理いたしてございます。そちらの燃料費でございます。

それから、33ページの光熱水費につきましては、新庁舎部分の光熱水費として1,416万円を見込んでございます。

修繕料につきましては、公用車、庁舎等につきまして計上いたしております。庁舎については新しいのでほとんどないかということで思っておりますが、小破分として20万円を計上いたしました。

それから、役務費につきましては、通信運搬費につきましては庁内の電話料、それから、手数料につきましては公用車の車検等々に要する手数料でございます。あと、火災保険料、庁舎部分等の火災保険料を計上いたしてございます。

委託料の部分につきましては、除草関係、一番下の部分の新公会計制度基準モデルの整備につきましては1,000万ちょっとの金額の計上をいたしてございます。

あと、施設管理委託といたしまして、庁舎の各種設備、清掃警備等を含めまして総合管理として委託を行うことにいたしてございまして、5,100万円ほどの見込みで計上いたしてございます。

14節使用料・賃借料につきましては、駐車場、役場裏の来庁者用の駐車場の土地の借上料、NTT設備、振興公社のっております建物の借上料の計上でございます。

工事請負費につきましては、新庁舎への移転後、第3駐車場の部分につきまして所有者にお返しするためにへい等の撤去工事を行う費用を見込んでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の資金活用部分

につきましての償還部分を計上し、25節は庁舎建設基金の利子部分、それから27節は自動車重量税として管理しております車両の車検に伴います6台分の計上を行っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

6目企画費のうち、環境生活課所管の分につきましては町民バス運行事業に要する経費でございます。

主なものでございますが、11節需用費は消耗品費として町民バスの夏用・冬用タイヤ購入等、バス車検時等の車両修繕料を計上いたしております。

34ページをお開き願います。

13節委託料では、町民バス運行業務委託費の本年度分を計上いたしております。

14節の車の借上料につきましては、バス車検時等の代車借上料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

恐れ入りますが、33ページにお戻りをいただきますが、総務まちづくり課関係についてご説明を申し上げます。

6目企画費につきましては、防衛施設周辺整備対策事業、地域活性化事業等に要する予算計上であります。

11節につきましては、企画管理、地域活性化事業等に伴う消耗品、光熱水費等が主なものであります。

34ページであります。

12節火災保険料につきましては、テレビ共同受信施設等にかかるもの、13節委託料につきましては、大和町管内図の2万5,000分の1及び5万分の

1の作製印刷業務に要する予算を計上しております。

15節につきましては、テレビ共同受信施設電柱等移設工事に要する計上となるものであります。

19節につきましては、東北開発研究センターのほか12団体への負担金及びふるさと産品開発協議会ほか3団体への活動助成金、このほかに移転10周年を迎えます峰地区の区民祭への助成を行おうとするものであります。

次に、7目電子計算費であります。電算の管理運営に要する費用となるもので、説明資料の2ページもあわせてご参照いただきます。

11節につきましては、電算機器関係の消耗品、12節はインターネット接続サーバーの使用及び光通信回線等の通信料に係るもの、13節につきましては2年目となります投票人名簿等のシステム、施設予約、新庁舎への対応の改修のほか、各児童館への光対応のシステム改修を見ております。また、電算業務処理に伴う電算機器保守点検等も13節の中の使用料として見ているものであります。

14節は情報処理と管理を行うための行政事務の基幹システム、職員端末文書管理、人事給与確定申告支援システム等の機械借上料に要する経費となるものであります。

19節の負担金のうち、電子申請システムの稼働により区市町村電子申請システム共同利用料を新たに計上いたしましたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、8目の出張所費でございます。出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営に要する経費を計上いたしております。

主なものとしまして、12節の役務費につきましては本庁とのファクスの通信回線の通話料金でございます。

18節の備品購入費につきましてはレジスターの購入代でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

9目交通対策費であります。交通安全対策等に要する経費になるものであります。

1節、9節につきましては、交通安全指導員に対する報酬及び費用弁償になるもの、11節は新入学児童用の黄色い帽子、交通安全啓発用安全旗及びチラシ等の作成のほか、交通安全対策に迅速な対応を図るため、通学路や交差点の案内標識、看板等を作成することとし、その部分の予算を計上しております。

12節の交通安全指導員に係る保険料が主なものであります。

19節につきましては、交通安全推進連絡協議会への負担計上となるものであります。

36ページであります。

10目無線放送施設管理費は、庁内に設置しております固定等防災無線放送用の機器の管理運営に要する予算の計上でございます。

12節は黒川消防本部遠隔制御端末専用回線の使用料、13節は無線放送施設の保守点検業務委託に係るもの、19節につきましては電波利用等の負担金になるものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

次に、11目女性行政推進事業費の主なものでございますが、1節報酬は男女共同参画推進審議会委員10名の報酬でございます。

8節報償費は、同じく男女共同参画の研修及び消費生活講座の講師への謝礼、9節は男女共同参画推進審議会委員の費用弁償、11節需用費は事務消耗品及び啓発用リーフレット等の印刷製本費、14節は消費生活講座研修会の際のバス借上料でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

続きましては、12目庁舎建設費であります。4節及び7節は緊急雇用創出事業によります。庁舎備品等の整理事務補助員6人に係る予算計上となるものであります。

8節につきましては、新庁舎の5月10日に予定しております開庁式、及び5月27日に予定しております落成式の際、アトラクションの謝礼及び記念品等に要する予算の計上であります。

11節につきましては、落成式等での記念植樹の苗木代と事務用消耗品のほか、新庁舎への引っ越し用の消耗品、食糧費につきましては落成式の際の軽食代、及び印刷製本につきましては新庁舎落成記念冊子及びパンフレットの作成に要するものであります。

12節につきましては、落成式案内の通信料のほか、新庁舎落成記念大和町特集として新聞広告を河北新報社に記載する費用の計上であります。

13節は、新庁舎移転引越業務委託、入退庁セキュリティーシステムの業務委託、電算ネットワークシステム構築整備業務委託に要する部分であります。

15節につきましては、旧庁舎の解体整備事業に要する予算計上でありまして、17節は庁舎建設土地購入について黒川土地開発公社への元金償還によるものであります。

18節は新庁舎の庁用器具に要する予算の部分になるもの、23節につきましては宮床財産区よりの借入れに係ります元利償還に要する予算計上となるものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、13目の諸費でございますが、恐れ入ります、38ページをお願いいたします。

町内3財産区からの繰り入れを受けまして、各地域・団体への助成を行うものでございます。

七ツ森観光協会から七つ目のもみじヶ丘3丁目会館改修工事につきましては、宮床財産区からの繰り入れ部分で967万6,000円、次の吉田の部分につきましては二つで42万5,000円が、体育協会落合分会から四つにつきましては落合財産区からのもので、おのこの地域活動団体への助成を行うものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長(高橋 完君)

13諸費中、環境生活課所管分につきましては、2行目の一般管理費401万2,000円のうち人権擁護関係、それから社明運動関係の経費について計上しております。

主なものにつきましては、8節報償費は人権啓発講師謝礼、人権作文への参加賞、11節需用費は、うち106万4,000円で人権啓発用懸垂幕、桃太郎旗、人権啓発用リーフレット、チラシの印刷代等となっております。

それから、19節負担金補助及び交付金は、下から3行目、仙台人権擁護委員協議会、それから黒川地区犯罪者予防更正協会負担金を計上いたしております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長(遠藤幸則君)

13目の諸費のうち総務まちづくり課の部分ではありますが、主なものは町の表彰式の費用の関係でございます。

1節及び9節につきましては、表彰審査委員報償及び費用弁償になるものであります。

8節につきましては、表彰式の際のアトラクションの謝礼と町政功労者

のほか、22年は町制施行55周年を迎えることから、55周年記念特別表彰者への記念品となるものであります。

12節の役務費のうち、保険料につきましては全国町村会損害賠償の保険料に係るものであります。

19節の負担金につきましては、県山岳遭難防止対策協議会大和支部のほか4団体への負担金となるものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

13目諸費のうち、防犯対策費のうちで都市建設課所管の防犯灯の維持管理及び設置に関する経費を計上いたしておるものでございます。

11節需用費の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯の電気料及び修繕料でございます。

15節の工事請負費につきましては、別冊の予算に関する説明書25ページの方にも記載してございますが、環境省が地方自治体で推進する地球温暖化対策を推進するために創設いたしました地域グリーンニューディール基金事業を活用いたしまして、町内に設置している水銀灯の防犯灯を明るさを維持しながらも、長寿命・省エネタイプの高周波点灯蛍光灯、商品名をエバーライトと言っておりますけれども、これに切りかえをいたすものでございます。本事業におきましては、水銀灯 100ワットタイプをエバーライト50ワットタイプに、水銀灯40ワットタイプをエバーライト30ワットタイプにそれぞれ切りかえるものでございまして、全部で 455基の切りかえを予定するものでございます。

そのほか、防犯灯の新設分として12灯分を予定しておるものでございます。

その他、工事費ではございませんけれども、自衛官の募集事務費として計上しておるものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午後2時02分 休 憩
午後2時11分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)
それでは、予算説明書の38ページをお願いいたします。
2款2項徴税费につきましてご説明をいたします。
1目税務総務費につきましては、税務事務の電算処理システムの維持管理及び税務一般に要する経費の計上であります。
39ページをお願いいたします。
11節需用費は参考図書追録代、コピー代、事務消耗品代のほか、納税通知書用の窓つき封筒の印刷代であります。
13節委託料につきましては、申告支援システム、町県民税、固定資産税、軽自動車税等の課税システム、徴税収納システム、税務証明システム等の年間保守業務委託に係る経費の計上であります。
19節負担金補助及び交付金の主なものは、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金であります。
負担金は、宮城県軽自動車等運営協議会ほか2団体への負担金であります。
次に、2目賦課徴收費であります、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税関係事務、申告相談事務、土地・家屋の評価事務、徴収事務等に要する経費の計上であります。
主なものでございますが、7節賃金につきましては、給与支払報告書整

理、申告相談関係の事務補助員及び収納の事務嘱託に係るものであります。

8節報償費は納税貯蓄組合に対する完納報奨金の見込額であります。

11節需用費は、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書及び徴収事務に係る督促・催告状の印刷代及び徴収用自動車燃料代に要する経費でございます。

12節につきましては、還付通知用のはがき代や口座振替手数料等の支出であります。

40ページでございます。

13節委託料につきましては、町県民税課税データ、償却資産データの入力業務委託費及び法人町民税、家屋評価システムの保守業務や、土地分の合筆等の移動修正、不動産鑑定業務委託等の通常業務のほか、今回は平成24年度評価替えに向けての評価替え不動産鑑定業務委託、航空写真撮影業務委託等の計上であります。

14節につきましては、滞納管理システムのリース料、公的年金からの特別徴収等に係る借上料の計上であります。

18節備品購入費であります。これはレジスターの購入費であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会等に対する負担金であります。

23節償還金利子及び割引料は、個人・法人町民税、固定資産税等の税額の修正、更正に係る過年度還付金及び加算金の計上であります。

27節公課費につきましては、自動車重量税であります。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3項1目の戸籍住民基本台帳費につきましては、町民課窓口におきます各種証明書の手続等に要します経費でございます。

11節につきましては、各種証明書の申請書ほか法令図書等でございます。

13節につきましては、戸籍総合システムの保守点検委託料でございます。

14節の機械借上料につきましては、戸籍の総合システム、住基ネットワークの機械借上料でございます。

18節につきましては、印鑑証明等の契印機の購入代金でございます。

19節の負担金につきましては、戸籍事務協議会、外国人事務協議会への負担金でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

続きます、4項1目選挙管理委員会費の1節、9節につきましては、委員4名の報酬及び費用弁償に係るもの。

2目選挙啓発費の8節につきましては、選挙ポスターコンクールの際の記念品代等となるものでございます。

3目参議院議員選挙執行費は、平成22年7月25日任期満了を迎えます第22回参議院議員通常選挙に要する選挙費用を計上をいたしましたものでございます。

42ページの方をお願いいたします。

続きます、4目の県議会議員選挙執行費につきましては、平成23年4月29日に任期満了となります県議会議員選挙に要する経費のうち、22年度分に係る費用の計上となるものであります。

43ページであります。

5項1目統計調査費につきましては、各種指定統計調査等の費用に要する経費を計上してありますが、本年は5年に1回行われます国勢調査に当たるものでございます。

1節、9節は国勢調査や工業統計調査に係る調査員等の報酬及び費用弁償。

4節、7節は国勢調査事務補助員の社会保険料及び賃金になるものであります。

19節は県農林統計調査協会のほかへの負担金、補助金は町の統計調査員協議会への助成となるものであります。

続きまして、6項1目監査委員費になります。

監査委員費につきましては、監査委員2名のほか、職員1名によります年間の監査に要する経費を計上しております。

監査につきましては、例月出納検査、随時監査、定期監査、決算審査及び財政援助団体等への監査等を予定しておりまして、1節報酬から19節、次ページであります。負担金まで、それが監査に要する年間経費の予算計上を行っているものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸義春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

3款の民生費1項1目の社会福祉総務費であります。

主要な施策概要9ページをあわせてご参照いただきたいと思います。

社会福祉総務費でございますが、社会福祉協議会、国保特別会計、民生委員協議会などに係ります事務事業費でございます。

1節につきましては、民生委員推薦会の開催に係る委員報酬でございます。

7節は、セラピー広場管理作業員の賃金であります。

8節は民生委員推薦準備会委員の謝礼でございます。

9節は民生委員推薦会委員の費用弁償などでございます。

11節につきましては、事務用品、公用車に係る燃料費、車検費用、広場電気料等でございます。

12節につきましては、公用車の保険料、14節は福祉道路の土地借上料でございます。

19節であります。町社会福祉協議会ボランティアセンター、生活相談所弁護士相談事業に対する社会福祉協議会の補助で、うち、相談事業につきましては生活相談時に弁護士相談を行うものでございます。

民生委員、児童委員協議会への補助、それから、遺族会への補助につき

ましては、終戦65周年の戦没者追悼式開催事業への補助も含まれており
ます。

20節は火災等の災害及び浮浪者の一時扶助、25節は長寿社会対策基金へ
の積み立て、27節は公用車の自動車重量税であります。

28節であります。国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出しであり
まして、職員人件費、国保税軽減分、出産育児一時金などの町負担分であ
ります。

2目の老人福祉費であります。老人保健特別会計、介護保険特別会
計、となりぐみ生き生きサロン、シルバー人材センター支援、在宅老人対
策、敬老事業、老人保護措置費などに要する費用の計上でございます。

8節につきましては、敬老会アトラクション、新規敬老者等への記念品
に係る経費でございます。

46ページでございます。

11節は敬老会の開催に伴うもの、12節は介護給付費審査支払手数料など
でございます。

13節は寝具洗濯乾燥消毒サービスなどの高齢者生活支援事業でございま
す。

19節負担金であります。黒川地域行政事務組合に対しては老人ホーム
入所判定委員会経費として、低所得者利用者負担対策事業につきましては
特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉協議会が実施する利用者負担
軽減事務に対する公費負担分について負担するものであります。

補助金であります。地域福祉活性化事業につきましては、生き生きサ
ロン52地区を予定いたしているところであります。

それから、シルバー人材センターの支援、町老人クラブについては52ク
ラブへの助成でございます。

20節は、80歳以上の方への敬老祝金、100歳の方10名に対する特別敬老
祝金、介護用品購入助成、養護老人ホームの措置費で5人分に係る費用を
計上いたしております。

28節は介護保険特別会計の町負担分として繰り出すもの、老人保健特別
会計につきましては老人医療費で町負担分を計上いたしたものでございま
す。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3目の国民年金費でございます。

これにつきましては、年金事務に要する経費でございます、11節につきましては啓発用のチラシ等でございます。

12節につきましては、電話、切手代等でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

47ページであります、4目の障害者福祉費であります、障害者自立支援法に基づく身体・知的・精神の3障害者への支援に係るものでございます。

7節は精神相談に係る保健師分、障害程度区分認定調査の看護師に係る賃金でございます。

8節は身体障害者・知的障害者相談員の謝礼及び心の健康づくり研修会等の講師謝礼でございます。

11節は事務費、消耗品、参考図書代等であります。

12節につきましては、主なものといたしまして主治医意見書作成手数料、国保連への介護給付費請求審査支払手数料などがございます。

13節であります、相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、精神障害者小規模作業所運営委託などがございます。

14節は障害福祉サービスシステムの借上料、19節につきましては、負担金であります、黒川地域行政事務組合へ障害者自立支援審査会の負担金、知的障害児通園施設利用については大崎広域ほなみ園への負担であります。

補助金であります、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会への補助、通所特別処遇加算費及び通所サービス利用促進事業費につきまして

は、知的障害者通所施設の職員の加配、送迎費用に対する補助であります。

48ページであります。事務処理安定化事業は、障害者の方が自動車免許を取得する場合や身体障害者が車を改造する場合の補助でございます。

20節は障害者への日常生活用具給付事業、更生医療給付事業、補装具給付事業、障害福祉サービス費につきましては、居宅介護やショートステイ、就労継続支援、グループホーム、施設入所通所等各種障害福祉サービスの利用に係る扶助でございます。

5目のひだまりの丘管理費であります。保健福祉センターの管理運営に係る経費であります。

7節は福祉公園の樹木などの管理のための賃金、11節はセンターの維持管理に要する燃料費、光熱水費及び小破修繕費を。

12節は電話料、浴場水質検査料、火災保険料など、13節は総合窓口案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検などの施設管理業務委託料などでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、6目の後期高齢者福祉総務費でございます。

19節につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合会への市町村共通経費負担金と医療給付費の負担金でございます。

28節繰出金につきましては、本町の後期高齢者医療特別会計への法定ルール内の繰出金でございます。

49ページ、2項児童措置費1目児童福祉総務費でございます。

これにつきましては、児童手当等の事務費、乳幼児医療助成、心身障害医療、児童遊園管理、子ども虐待防止推進費、次世代育成支援対策費、子ども手当事務費に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、青少年問題協議会委員15名への報酬でございます。

7節につきましては、児童遊園の除草等管理作業賃金でございます。

8節につきましては、各種協議会委員の謝礼並びに言葉の教室等講師謝礼金でございます。

9節につきましては、各種委員の費用弁償等でございます。

13節の委託料につきましては、乳幼児医療費、心身障害者医療費の審査及び支払事務への委託でございます。宮城県国保連合会へお願いするものでございます。

19節につきましては、負担金としまして仙台地区青少年協議会、青少年のための県民会議への負担金、補助金としまして子育て支援サークルサポート事業、健やかな子どもをはぐくむ町民会議への補助でございます。

50ページをお願いいたします。

20節の扶助費につきましては、乳幼児医療費、心身障害者医療費への助成でございます。

2目児童措置費でございます。

これにつきましては、子ども手当支給事業、児童手当支給事業、誕生祝い事業に要する経費でございます。

ことしから始まります、22年から始まります子ども手当事業につきましては、従来の児童手当等の切りかえの関係上、今年度に限りまして4月、5月の2カ月分は児童手当として支給と、残り10カ月分が子ども手当という形になってまいります。

また、ことしより町単独で始めます誕生祝い事業でございますが、これにつきましては、町合併55周年の年並びに新庁舎スタートの年を記念しまして、4月1日以降に生まれました赤ちゃんに対しまして町長から心を込めた祝いの祝詞、メッセージを送る事業でございます。これは赤ちゃんが本町の人口、何人目、何番目という番号を記入いたしまして、健やかな成長を願い、さらには大和町への定住の願いを込めた祝詞でございます。11節、12節が誕生祝い事業の事務経費でございます。

20節扶助費が、子ども手当、児童手当の助成費用でございます。

続きまして、3目母子福祉費でございます。

母子福祉費につきましては、母子家庭・父子家庭の医療費の助成に要す

る経費でございます。

19節の補助金につきましては、大和町母子福祉会への補助金、20節の扶助費につきましては、母子・父子家庭医療費の助成費でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸義春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

4目の保育所費であります。大和町保育所、それからもみじヶ丘保育所の管理運営に係るもの、さらには特別延長保育に係る経費でございます。

1節は保育所の嘱託医の小児科、歯科医師の報酬であります。

7節は保育士、調理員、用務員など、臨時職員に係る賃金でございます。

8節は入退所児童に対する記念品、運動会の商品などであります。

9節は保育士の研修費等の旅費であります。

11節は教材等の消耗品費、燃料費、光熱水費及びもみじヶ丘保育所の床全面研磨塗装等に係る修繕費、給食の賄い材料費などあります。

12節は電話料、細菌検査、エアコン等のクリーニング、火災保険料などあります。

52ページですが、13節は清掃業務、除草作業、消防設備保守点検及び警備業務の委託料であります。

14節は印刷機の借り上げ、遠足の際のバス借り上げでございます。

18節につきましては、大和町保育所の保育用カーペット、もみじヶ丘保育所のワイヤレス放送機器購入であります。

19節につきましては、負担金であります。各種協議会及び研修会等に係る負担金、補助金であります。一定基準を満たす無認可保育施設に対し、4歳未満の児童を対象に運営経費の一部を補助するものであります。

認可保育所整備事業につきましては、民間保育所の整備に対し本体工事及び開設準備に係る経費を補助基準により補助するものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

続きまして、5目児童館費につきましては、6児童館の運営と児童の放課後対策としての児童クラブに要する経費等について計上いたしております。

1節報酬につきましては、各児童館運営協議会委員及び嘱託児童館長の報酬であります。

53ページになります。

7節賃金の主なものといたしましては、宮床、もみじヶ丘児童館の用務員、6児童館の嘱託児童厚生員と児童学習支援員の賃金、8節につきましては児童館特別開館時における講師謝金、9節につきましては児童館運営協議会委員の費用弁償等でございます。

11節需用費の主なものとしましては、消耗品につきましては児童クラブ用消耗品、修繕料につきましては各児童館の小破修繕であります。

12節の主なものといたしましては、通信運搬費につきましては電話料、切手代など、保険料は来館者の障害賠償責任保険料であります。

13節委託料は、清掃等業務、施設設備等の保守管理点検等業務委託料です。

14節につきましては、遠足等の児童館行事に係る車借り上げ代、19節負担金につきましては県児童館連絡協議会ほか1団体への負担金、補助金につきましては児童館母親クラブ4クラブに対する補助金、それから、宮床児童館後援会に対する補助金でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸義春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

54ページであります。4款1項1目保健衛生総務費であります。

母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善健康づくり推進及び黒川地域行政

事務組合に対する負担金、水道事業への出資繰り出し、合併処理浄化槽会計に係る事業費でございます。

1節は食育推進会議の委員の報酬であります。

7節は乳幼児健康診査、子育て相談訪問時指導などに係る保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、助産師に係る賃金でございます。

8節は保健推進員、母子保健推進員の年額の報償費、検診時の医師謝礼、健康たいわ21推進や献血の際の記念品に係る費用の計上であります。

9節は食育推進員費用弁償、それから研修費用等であります。

11節、消耗品費についてはコピー代、図書購入のほか、検診時等の消耗品、印刷製本費につきましては子育て情報誌、母子健康手帳作成に係る費用であります。

12節はクリーニング代、損害保険料、13節は休日在宅当番医制事業及び妊婦、乳幼児健康診査に係るもので、妊婦一般健診については国の補助により14回の健診となるものであります。

14節は保健推進、食生活改善推進及びふれあい教室の研修バス借上げであります。

19節は負担金補助であります。負担金では行政事務組合については病院事業分に係るものと火葬場に係る費用を計上したものであります。黒川地区地域医療対策委員会ほかは各種協議会への負担金であります。

補助金につきましては、保健推進員、食生活改善推進員会への補助のほか里帰り妊婦健康診査への助成であります。

56ページであります。24節につきましては水道事業への出資金、28節につきましては個別合併処理浄化槽特別会計と水道事業への繰り出しでございます。

次に、2目の予防費であります。予防接種、各種がん検診のほか健康教育、健康相談に要する費用でございます。

7節は予防接種各種検診、健康相談時における保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などの賃金でございます。

8節は予防接種に係る医師の謝礼、11節は印刷製本費で各種検診等の申込書、通知書の印刷代であります。

医薬材料費につきましては、ポリオワクチン等の購入費。

12節は各種検診の際の受診結果通知に要する通信費、13節は個別予防接種、健康増進法に基づく検診、各種がん検診などに係る委託料、14節は胃がん検診時の医師送迎に係る車借上料であります。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

3目環境衛生費につきましては、環境衛生総務費から環境計画推進費、環境マネジメントシステム事務推進費、公害対策費、有害鳥獣対策費、狂犬病予防費に要する経費を計上いたしてございます。

1節報酬につきましては、環境審議会委員8名の報酬でございます。

それから、8節報償費につきましては各地区の環境美化推進員60名の謝金、また、犬のしつけ方教室講師謝礼及び環境ポスターコンクール出展者への記念品代でございます。

11節の消耗品につきましては、防疫薬剤購入のほか事務消耗品代でございます。

印刷製本費は、ごみ分別減量等の啓発チラシ及び狂犬病予防注射、狂犬病予防集合注射周知用はがき印刷代、修繕料は消毒機械の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、通信費、公用車の損害保険料、13節委託料につきましては、不法投棄防止対策事業業務委託、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理業務及び不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務でございます。

エコファクトリーの水質検査委託、同大気汚染検査委託は、地域の皆様の安心・安全確保のため検査を行うものでございます。

たいわEMS推進業務委託につきましては、機密文書ミックスペーパーリサイクル処理業務委託料でございます。

58ページをお開き願います。

そのほか河川水質検査業務委託、騒音測定業務、狂犬病予防集合注射業務委託料でございます。

18節備品購入費につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費、19節の主なものとして、前年同様の町有害鳥獣被害対策協議会負担金及び町公衆衛生組合連合会への補助金でございます。

次に、4款2項1目廃棄物処理費につきましては、一般廃棄物処理費及び宮床山田ごみ埋立場の維持管理に要する経費でございますが、主なものでございますけれども、1節報酬につきましては廃棄物減量等推進審議会時のもの、8節報償費につきましては資源回収団体に対する資源回収奨励金でございます。

11節需用費の印刷製本費につきましては、一般家庭用ごみ収集計画表、廃棄物搬入許可申請書等の印刷代でございます。

13節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務委託及び宮床山田埋立場の除草業務委託料でございます。

19節負担金につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金、補助金につきましてはクリーンステーション整備等助成金及び生ごみ処理機等の購入助成金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

次に、59ページ、5款農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

1項1目農業委員会費であります。農業委員会の開催、活動に要する経費及び農家基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策としての結婚相談活動等に要する経費を計上しております。

主なものでございますが、1節は農業委員16名の報酬、8節は結婚アドバイザー等への謝礼、9節は農業委員の費用弁償や研修旅費等でございます。

11節需用費の印刷製本費は農業委員会だよりの発行に係るもの、12節役務費の手数料は、登記事項証明書等のオンライン交付手数料、14節は農業委員研修並びに水稻作況調査の際の車借上料でございます。

19節負担金は、県農業会議のほか5団体へ、補助金は認定農業者連絡会と町農業者年金加入者協議会への助成となっております。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

次に、2目農業総務費につきましては、農業総務費、宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンターの四つの施設管理に要する経費を計上いたしております。

主なものでございますが、7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の作業員、清掃員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の燃料費と光熱水費のほか、修繕料といたしましては小破修繕に要する費用でございます。

12節役務費は、通信費及び施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センター窓口業務、清掃業務、巡視業務及び落合ふるさとセンターの管理業務及び各施設の防火設備の設備等の保守点検業務の委託料でございます。及びふれあい農園の管理委託料でございます。

19節は、社団法人みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけ、ます増殖協会への負担金でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

61ページ、3目の農業振興費でございます。

説明資料は15ページからになりますので、ご参照をお願いいたします。

農業振興費につきましては、農業の振興、農業経営改善支援、認定農業者などの担い手の育成、各種農業団体及び農家への水稻病虫害防除、制度資金利子補給など、農業経営等に関する支援、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、中山間地域の振興を図る事業等に要する経費となっております。

ります。

主なものといたしまして、1節は農業振興地域整備促進協議会、18名分の報酬。

19節負担金につきましては、農地・水・農村環境保全向上活動事業ほか負担金4件。

62ページでございます。

補助金につきましては、黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への補助金及び中山間地域等直接支払交付金等が主なものでございます。

続きまして、4目畜産業費でございますが、町畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修支援、町肉用牛素牛保留促進特別事業及び高齢者等肉用牛貸付飼育事業等に要する経費でございます。

主なものとしまして、19節の町畜産振興協議会負担金のほか、補助金としまして、町肉用牛素牛保留促進特別事業への助成及び繁殖牛子牛事故共済事業補助でございます。

25節は高齢者等肉用牛貸付事業によります満期を迎える牛の返還金に基づく償還金の積み立てでございます。

次、63ページでございます。

5目農地費につきましては、農地に関する事業推進、県営ため池等の整備事業、勝負沢地区、それから県営障害防止対策事業、八志田堰用水路改修事業、農業用施設等に要する経費を計上しております。

主なものとしまして、7節につきましては直沢、もみじヶ丘ため池等周辺の除草に係る賃金でございます。

16節は農道管理補修敷き砂利及び排水フリューム等の原材料費、19節は県土地改良事業団体連合会、吉田川流域ため池大和町外2市4カ町村組合、牛野ダム管理組合、県営土地改良事業、八志田堰用水路改修事業の負担金、また、補助金としましては、大和町土地改良区排水機場の洪水調整に対します一部助成でございます。

64ページでございます。

28節につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金に係るものでございます。

6目水田農業構造改革対策費につきましては、水田農業推進に要する費

用でございまして、個別所得補償制度に関するモデル対策等による米の生産調整、売れる米づくり及び転作推進に要する経費を計上いたしております。

主なものといたしまして、7節は転作等の確認調査立ち会いの賃金、9節は転作施設研修旅費、13節は生産調整システムプログラムの変更に係る業務委託料、14節は水田台帳の電算管理、転作先進地視察研修、車借り上げでございます。

また、19節の補助金、水田農業構造改革対策推進費は、水田農業ビジョン推進事業等補助でございまして、水田営農条件整備事業につきましては転作用機械等の導入補助でございます。

次に、2項林業費1目林業振興費につきましては、林業の振興、森林の整備、森林病虫害対策ほか、森林の持つ多面的機能維持に向けた事業展開に係る経費を計上いたしております。

65ページでございます。

7節賃金、林道の補修の賃金でございます。

13節委託料は、森林管理巡視業務、林道除草業務、蛇石せせらぎの森管理業務、松くい虫被害木伐採業務等委託料でございます。

15節は林道横断溝設置工事に係るものでございます。

19節は、県林業振興協会ほかの負担金、及び民有林育成対策推進事業費、森林整備活動支援交付金等の補助金でございます。

次、66ページでございます。

6款商工費についてご説明申し上げます。

1項1目商工総務費につきましては、商工関連部門におきます一般管理経費となっております。

2目商工振興費につきましては、商業、工業振興、企業誘致に係る経費でございます。

商業振興費といたしましては、商工会の活動支援対策、中小企業振興資金融資制度の運用、割り増し商品券発行事業、商店街担い手支援事業、大和まるごと市などに要する経費でございます。

工業振興費は、企業立地への側面的支援等に要する経費の計上でございます。

企業誘致費といたしましては、企業訪問活動や関係機関との情報交換等定住促進PR活動のほか、企業立地、早期操業促進条例による奨励金と新エネルギー等普及促進助成金に要する経費となります。

9節につきましては、東京、名古屋での企業立地セミナーや企業訪問に係る職員の旅費、11節につきましては、定住促進PR事業参加者への記念品、企業等連絡懇話会の際の食糧費でございます。

19節の負担金につきましては、仙台北部中核都市建設連絡協議会外3団体に係る負担金及び中小企業振興資金保証料でございます。

補助金につきましては、くろかわ商工会活動助成、くろかわ商工会割増商品券発行事業、商店街担い手支援事業、町中小企業振興資金利子補給、商店街にぎわいづくり戦略事業の助成に係るもの、また、企業立地奨励金1件、用地取得奨励金1件、早期操業促進助成金、新エネルギー利用促進助成金を計上したものでございます。

67ページ、21節貸付金につきましては、町中小企業振興資金、町小企業小口資金預託金に係るもの、22節の補償金につきましては、町中小企業振興資金損失補償料、町小規模企業小口資金に係る損失補償料の計上でございます。

3目観光費につきましては、本町の一大イベントでございますまほろば夏まつり、お立ち酒全国大会開催や、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会主催のたいわまるごとフェアIN仙台の開催を初め、町制施行55周年記念事業としての七夕まつり、各種イベントへの参加に対する助成及び観光施設の適正な維持管理を図るための経費など、本町観光振興対策の推進に必要な経費でございます。

7節は、登山道船形山、遊歩道升沢、七ツ森、旗坂野営場の除草や、旗坂野営場及び升沢避難小屋の管理人に対する賃金でございます。

11節は観光パンフレットの増刷、修繕料は急破修繕代が主であります。

12節は旗坂キャンプ場の水質検査料及び各観光施設の火災保険料、13節委託料につきましては、七ツ森陶芸体験館など4施設の指定管理委託費及び13カ所に係る公園管理委託に係るものでございます。

次、68ページでございます。

14節は、山形県尾花沢市で開催されます花笠まつりと岩手県花巻市石鳥

谷夏まつりへの交流参加の際のバス借り上げに要する費用でございます。

18節につきましては、新たにアサヒナサブローの着ぐるみの購入に係るものでございます。

19節の負担金につきましては、みやぎまるごとフェスティバル出展、南川ダム湖畔まつり実行委員会、仙台・宮城ポストデスティネーションキャンペーンなどの負担金、このほか宮城県観光連盟外3団体に係る負担金でございます。

補助金につきましては、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会及び七夕まつりを含むまほろば実行委員会、地域産業振興事業推進事業としてJAあさひなが宮城県のアンテナショップを利用して農産物販売PRに供するものへの助成でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時57分 休 憩

午後3時07分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長(高橋 久君)

予算説明書の68ページでございます。

7款1項土木総務費でございますが、土木管理の人件費のほか用地対策事務及び各種協会等の負担金等が主なものでございます。

11節需用費につきましては、法令の追録代、参考図書の購入ほか境界杭の購入等に要するものでございます。

12節役務費は、登記事項証明の発行手数料、13節委託料は国土調査訂正用地測量図作成等に要するものでございます。

14節使用料につきましては、仙台法務局への用務時の駐車場使用料及び建設物価の著作権使用料等でございます。

19節負担金につきましては、県道路協会ほか13団体への負担金となっております。

70ページをお開きをいただきます。

2項1目道路維持費につきましては、道路修繕、側溝修繕、舗裝修繕、街路樹の選定や除草、道路維持作業車の管理等、町道の維持管理費及び街路灯、せせらぎ水路の管理費用でございます。

7節賃金につきましては、本年度より実施しております山間部町道の除草の地区委託分としての賃金及び街路樹の剪定作業に要する作業員費でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、土のう袋やグレーダー、ショベルドーザー、3.5トンダンプ等の公用車の消耗品等、光熱水費は街路灯及びせせらぎ水路に要する電気・水道料でございます。

修繕料につきましては、公用車の車検、修理費及び街路灯の修繕費でございます。

12節の役務費は、車検時印紙代及び都市建設課所管車両の自動車損害保険料でございます。

13節の委託料は、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、堆積土砂の撤去業務委託のほか、吉岡土地区画整理地内の道路排水路整備調査に要するものでございます。

14節の使用料につきましては、2トントラックの借上料でございます。

16節の原材料費は、碎石、アスファルト合材、側溝ふた等の原材料の購入費でございます。

27節の公課費につきましては、所管車両の車検時の自動車重量税でございます。

2目の道路新設改良費につきましては、町単独事業、国土交通省補助事業、防衛省補助事業に要するもので、主な施策概要書の24ページから25ページをあわせて参照願います。

11節需用費のうち、消耗品につきましては、コピー代及び積算資料図書購入、一般事務用品、印刷製本費は補助事業申請時の図面作成等に要する

ものでございます。

12節役務費の手数料は、吉田落合線、中屋敷1番線の不動産鑑定及び分筆登記に要するものでございます。

13節委託料につきましては、三ヶ内大角線測量設計、交通ターミナル整備の実施設計、宮床難波線、柿木線の実施設計に要するものでございます。

14節の土地借上料につきましては、升沢線ほか3線に係るものでございます。

機械借上料につきましては、土木積算システム等システム機械借上料でございます。

15節の工事請負費であります。国土交通省補助事業では交通ターミナル整備、防衛省補助事業では馬場後石高線、中屋敷1番線、上舞野線の道路改良舗装工事を予定するものでございます。

17節の土地購入費につきましては、吉田落合線、中屋敷1番線の用地費でございます。

22節の物件移転補償につきましては、中屋敷1番線に係る支障物件補償でございます。

3目の橋りょう維持費の13節委託料につきましては、樋場橋の支障雑木の除去作業に要するものでございます。

4目の交通安全施設整備事業費の15節工事請負費につきましては、交通安全施設工事として区画整理やガードレール等の設置工事を予定するものでございます。

16節原材料費は、カーブミラーや標識等の購入費でございます。

3項1目河川費につきましては、吉田川外6河川の河川敷地の維持管理に要するものでございまして、7節賃金につきましては、支障木等除去作業員の賃金、11節需用費は小西川右岸樋門電気料、13節委託料は洞堀川除草作業業務、西川樵樋管操作管理に要するものでございます。

72ページをお開きをいただきます。

16節原材料費は、オイル吸着マットを購入するものでございます。

19節負担金補助につきましては、河川愛護会に補助するものでございます。

4 項 1 目都市計画総務費の 1 節報酬、9 節旅費につきましては、都市計画審議会を 3 回開催を予定するものでございます。

7 節賃金は、都市下水路の清掃に要するものでございます。

19 節の負担金につきましては、全国街路事業促進協議会外 2 団体への負担金でございます。

25 節の積立金につきましては、都市整備基金積立金となっております。

2 目の土地区画整理費の 21 節貸付金につきましては、大和インター周辺土地区画整理組合、吉岡南第 2 土地区画整理組合に対しまして無利子貸付を行おうとするものでございます。

3 目の下水道費の 28 節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し分となっております。

4 目の公園費につきましては公園・緑地・緑道の維持管理業務に要するものでございまして、7 節賃金につきましては公園の除草・清掃作業員の賃金でございます。

11 節需用費の消耗品費、修繕料は、公園遊具、ベンチ等の修繕に要するもの、光熱水費は地区等に委託しております南五福院公園外 4 公園の電気・水道料でございます。

12 節役務費の手数料につきましては、公園遊具の点検に要するものでございます。

13 節委託料につきましては、東下蔵公園外指定管理分都市公園を大和町地域振興公社へ委託する分 2,295 万 6,000 円と、随意契約分として同じく大和町地域振興公社へ委託する公園・緑地・緑道分として 983 万 4,000 円、地元地区へ委託するもみじヶ丘 3 号公園外 4 公園、1 公共用地の管理委託費として 243 万 9,000 円となっております。

15 節工事請負費につきましては、もみじヶ丘 2 号公園、天皇寺公園の遊具の設置、八谷館緑地の遊具撤去を予定するものでございます。

19 節負担金につきましては、国営みちのく湖畔公園建設及び日本公園緑地協会への負担金でございます。

5 項 1 目住宅管理費につきましては、木造 1 戸建て住宅、アパート 7 棟合わせて 217 戸でございますが、これの維持管理に要する経費となっております。

8節報償費は住宅管理補助員13名への謝礼、11節需用費の修繕料は雨漏り等の修繕や退去時のクロス張りかえ等に要するもの、12節役務費は給水施設の検査手数料及び火災保険料、13節委託料は受水槽等の清掃委託、消防設備点検委託に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料は、下小路住宅の土地借上料でございます。

74ページをお開きいただきます。

15節工事請負費は、木造住宅の解体工事費用でございます。

16節原材料費につきましては、アパートの水道メーター交換に要する水道メーター購入費でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

8款1項消防費1日常備消防費であります。19節につきましては黒川地域行政事務組合の負担金となるものであります。

2目非常備消防費の第1節、9節につきましては、消防団員565名に対します報酬及び費用弁償等になるものであります。

8節は団長表彰の際の記念品に係るもの、11節は消防団員の活動服や消防演習、操法大会等に係る需用費になるものであります。

19節につきましては、県市町村非常勤消防団員補償報償組合負担金及び消防団員福祉共済等への負担金、補助金につきましては町婦人防火クラブ連合会の助成となるものであります。

次に、3目消防施設費になります。説明資料の2ページもあわせて参照をお願い申し上げます。

11節につきましては、消防ポンプ等消防設備の維持管理等に要する費用及び修繕料になるものであります。

12節につきましては、ポンプ車等の保険料になるもの、13節は消防団呼出装置保守点検業務のほか、消防団用無線再免許申請業務委託になるものであります。

15節につきましては、大平上班小型ポンプ庫の新築に要する経費のほか、消防施設標識設置工事に要する予算となるものであります。

18節は小型動力ポンプの更新を図ろうとするもので、城内中、城内西の2台の更新に要する経費となるものであります。

19節につきましては、消火栓維持管理負担金等に係るものであります。

27節は自動車の重量税になるものであります。

4目の水防費の8節、9節は、水防協議会委員の13名に対する謝金及び費用弁償になるものであります。

11節は水防活動用の消耗品、16節は水防倉庫用備蓄資材になるものであります。

5目災害対策費の1節、9節は、防災会議委員15名の報酬及び費用弁償、11節は防災備蓄倉庫用の非常食セット、保存水等の備蓄用資材、自主防災組織用の救助工具、救急資材等に要するものであります。

次ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、木造戸建て住宅耐震診断士派遣委託及び家具の転倒防止業務委託のほか無線法定登録点検業務委託等になるものであります。

18節は自主防災組織用の照明発電装置3台に要するもの、19節は県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線管理負担金のほか、補助金につきましては木造住宅耐震改修工事3件分の助成に要する予算計上となるものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

9款1項1目教育委員会費でございます。

1節報酬、9節旅費につきましては、教育委員の報酬及び費用弁償であります。

77ページ、お願いします。

19節につきましては、仙台管内教育委員会協議会外1団体に対しての負担金の計上です。

2目事務局費につきましては、事務局の運営、就学事務、教職員研修、教育相談員、私立幼稚園就園奨励事業等に係る費用であります。

1節につきましては、心身障害児就学指導審議会の報酬で3回を予定しているところでございます。

7節賃金につきましては教育相談員2名の配置によるもの、8節報償費につきましては、教職員の各種研修会に対する講師謝金、教育論文応募者賞賜金であります。

78ページであります。

14節につきましては、分校児童輸送、特別支援学級移動学習時における車借り上げ代でございます。

19節負担金につきましては、県町村教育委員会協議会外6団体に対する負担金、補助金につきましては幼稚園就園奨励費として私立幼稚園に通園する町内居住の通園児に対して助成するもののほか、郡教育研究会外3件の助成を行うものであります。

次、9款2項1目学校管理費でございます。

学校管理費につきましては、小学校6校、分校1校の施設維持管理及び児童・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する費用の計上であります。

1節につきましては、学校医、薬剤師の報酬であります。

79ページです。

7節賃金につきましては、各小学校の体育館巡視員、プール監視員及び環境整備のための作業員等の賃金であります。

8節報償費につきましては、運動会の商品及び卒業記念品代に対する費用であります。

11節の主なものとしましては、小学校施設維持管理に係ります光熱水費、燃料費等の計上です。

12節につきましては、インターネット通信料を含めました電話使用料、プール水の検査、火災保険料等の経費について計上いたしております。

13節につきましては、児童・教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員8名の業務委託及び学校警備の業務委託料であります。

14節につきましては、コピー機器の借り上げ3校分、陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送に係ります車借上料であります。

18節につきましては、机、いす等の管理用備品等の購入の計上でありま

す。

19節負担金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下における児童の災害共済負担金及び各種協議会等団体への負担金であります。

80ページをお願いします。

2目教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に係る費用でございます。

7節賃金につきましては、韓国人児童に対する日本語指導助手配置に要する経費、8節の報償費につきましては、吉岡小学校を中心に活動していただくこととなりますスクールソーシャルワーカーに対する謝金、賞賜金につきましては学校間交流事業等の講師の謝金の計上であります。

11節につきましては、教示用消耗品のほか、全校児童を対象といたしました標準学力テスト費、コンピューター用消耗品代であります。

13節の委託料の主なものといたしましては、ふるさと雇用再生特別基金を活用しました特別支援学級支援員6名、学校図書支援員3名を配置するための委託料であります。

14節につきましては、たいわっ子芸術文化鑑賞児童輸送のための車借上料でございます。

18節につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要する経費について計上いたしております。

なお、学校図書整備の財源につきましては、21年度に引き続き、群馬県在住の千葉登美子様からご寄附をいただきましたお金を活用することとしております。

19節の補助金につきましては、学校・地域共学推進事業として各学校に交付いたすもの、交付金につきましては4キロメートル以上の遠距離通学者に対して通学費用を交付するものであります。

20節扶助費につきましては、81ページになります。要保護及び準要保護、それから特別支援学級児童に対する扶助費であります。

3目施設整備費につきましては、小学校施設の維持管理に要する経費で、11節需用費の修繕料費につきましては小破修繕料について計上いたし

ております。

13節委託料につきましては、FF暖房機、ダムウェーター、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料の計上であります。

15節工事請負費につきましては、落合小学校のプール改修、難波分校の駐車場等の整備工事代となっております。

次に、9款3項1目学校管理費につきましては、中学校2校の施設の維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品等購入に要する経費の計上であります。

1節につきましては、学校医、薬剤師に対する報酬であります。

7節賃金につきましては、事務補助員及び体育館巡視員等の賃金であります。

8節報償費につきましては、運動会の商品及び卒業生への記念品代等であります。

11節の主なものといたしましては、一般消耗品、それから中学校施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上であります。

82ページをお願いします。

12節は電話料、各種検査手数料及び火災保険料等の経費についての計上です。

13節委託料につきましては、生徒、教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行委託料であります。

14節につきましては、スクールバスの転回場の土地借り上げ、中体連駅伝大会等の生徒輸送に係ります車借上料であります。

18節につきましては、机・いす等の学校用備品の整備に要する費用の計上であります。

19節につきましては、黒川地区防火管理協議会ほかの各種協議会等への負担金及び学校管理下における生徒の災害共済負担金の計上であります。

2目教育振興費につきましては、教示用の経費、魅力ある学校図書館づくり、外国語指導助手の配置、「たいわっ子」芸術文化推進、学校・地域共学推進事業に係ります費用であります。

83ページです。

1節につきましては、自治体国際化協会派遣の外国語指導助手1名の報

酬であります。

9節につきましては、外国語指導助手に係ります研修旅費であります。

11節につきましては、教示用の消耗品のほか、1年から3年まで全校生徒を対象としました主要教科の標準学力テスト費を計上しております。

13節委託料につきましては、民間外国語指導助手の業務委託、ふるさと雇用再生特別基金を活用しました学校図書支援員2名の配置、コンピュータサーバーとプリンターの保守点検業務等の委託料であります。

14節につきましては、自治体国際化協会派遣の外国語指導助手の車借上料及び住宅の借上料であります。

18節一般教材備品及び学校図書購入に要する経費について計上いたしております。19節につきましては、自治体国際化協会負担金及び学校・地域共学推進事業として、各学校へ支援を行うものであります。

20節の扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対する援助費及び特別支援学級生徒に対する扶助費であります。

3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要する経費の計上であります。

13節委託料につきましては、FF暖房機、ダムウェーター、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料であります。

15節の工事請負費につきましては、大和中学校体育館の床改修工事を計上しております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。ご苦労さまでした。

午後3時36分 延 会